

令和5年11月市議会定例会

参 考 資 料

焼 津 市

令和5年11月市議会定例会

参考資料目次

議案番号	件 目	頁
議第69号	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第70号	焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	3
議第71号	焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議第72号	焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議第73号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	25
議第74号	焼津市地域交流センター条例の制定について	26
議第75号	焼津市大井川児童センター条例の一部を改正する条例の制定について	28
議第76号	焼津市親子ふれあい広場条例の一部を改正する条例の制定について	29
議第77号	焼津市大井川商工業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について	30
議第78号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	32
議第79号	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
議第80号	焼津市文化会館指定管理者の指定について	36
議第81号	焼津市総合福祉会館指定管理者の指定について	38
議第82号	焼津市大井川福祉センター指定管理者の指定について	40
議第83号	焼津市ターントクルこども館指定管理者の指定について	42
議第84号	焼津市立養護老人ホーム慈恵園指定管理者の指定について	44
議第85号	焼津市駐車場指定管理者の指定について	46
議第86号	焼津市自転車駐車場指定管理者の指定について	48
議第87号	焼津市・大井川町合併基本計画の変更について	50
議第88号	焼津市道路線の認定について	58

議第69号 焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
(第1条による改正)

新			
		焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 令和元年12月19日条例第16号	焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 令和元年12月19日条例第16号
第一条	略	第1条	略
第二条	略	第8条	（給与に関する条例の適用除外等）
			第9条 焼津市職員の給与に関する条例（昭和27年焼津市条例第16号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条の2、第8条、第9条、第13条、第14条、第15条及び第15条の7の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
			2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3の2及び第15条の4第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3の2中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年焼津市条例第16号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。 以下 略

(第2条による改正)

議第70号 焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
(第1条による改正)

焼津市議員報酬等支給条例		昭和31年12月5日条例第27号 日	焼津市議員報酬等支給条例 新	昭和31年12月5日条例第27号
第1条	略	略	略	略
第2条	略	略	略	略

(期末手当)

第2条の2 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの人を「基準日」という。)に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても同様とする。

2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在(前項後段に規定する者においては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ 略
(4) 略
以下 略

(第2条による改正)

新	新
旧	旧
焼津市議員報酬等支給条例 昭和31年12月5日条例第27号	焼津市議員報酬等支給条例 昭和31年12月5日条例第27号
第1条 略 (期末手当) 第2条 略 (期末手当)	第1条 略 (期末手当) 第2条 略 (期末手当)
第2条の2 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これら日の日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても同様とする。	第2条の2 議員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これら日の日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた者についても同様とする。 2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) ～ (4) 以下 略	(1) ～ (4) 以下 略

議第71号 姫津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
(第1条による改正)

姫津市特別職の職員の給与に関する条例 （第1条による改正）		旧	新
第1条 略	姫津市特別職の職員の給与に関する条例 昭和39年6月19日条例第37号	姫津市特別職の職員の給与に関する条例 昭和39年6月19日条例第37号	姫津市特別職の職員の給与に関する条例 昭和39年6月19日条例第37号
第2条 略	(期末手当)	第1条 略 第2条 略 (期末手当)	第3条 市長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第5条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの場合について規定している場合において同じ。次条及び第5条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。
第3条 市長等の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第5条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日又は日曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの場合について規定している場合において同じ。次条及び第5条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。	2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に定める割合を乗じて得た額とする。
第4条 略	(1) ~ (4) 以下 略	(1) ~ (4) 以下 略	(1) ~ (4) 以下 略

(第2条による改正)

	日	新 焼津市特別職の職員の給与に関する条例	昭和39年6月19日条例第37号
第1条	略	(期末手当)	
第2条	略	(期末手当)	第3条 市長等の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下本条から第5条までにおいてこれら日の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これら日の日について規定している場合において同じ。次条及び第5条においてこれら日の日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。
第3条	略	(期末手当)	2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額及びその給料月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に定める割合を乗じて得た額とする。

6	(1)	~ 略	(前項の者がそれぞれのその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額及びその給料月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に定める割合を乗じて得た額とする。
	(2)	~ 略	2 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額及びその給料月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に定める割合を乗じて得た額とする。
	(3)	~ 略	3 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額及びその給料月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に定める割合を乗じて得た額とする。
	(4)	以下 略	4 期末手当の額は、前項の者がそれぞれのその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額及びその給料月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に定める割合を乗じて得た額とする。

議第72号 焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
(第1条による改正)

新	昭和27年1月26日条例第16号 焼津市職員の給与に関する条例	昭和27年1月26日条例第16号 焼津市職員の給与に関する条例
第1条 略 (給料)	第2条 給料は、焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年焼津市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて管理職手当、地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第15条の8において同じ。）を除いたものとする。	第2条 給料は、焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年焼津市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて管理職手当、地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第15条の8において同じ。）を除いたものとする。
第3条 略	第3条 略	第3条 略
第15条の3 (期末手当)	第15条の3 (期末手当)	第15条の3 (期末手当)
1 第15条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第15条の6までにおいてこれら日の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これら日の日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これら日の日について規定している場合において同じ。次条及び第15条の6においてこれら日の日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第12条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	1 第15条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第15条の6までにおいてこれら日の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これら日の日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これら日の日について規定している場合において同じ。次条及び第15条の6においてこれら日の日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第12条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	1 第15条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第15条の6までにおいてこれら日の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これら日の日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日。以下これら日の日について規定している場合において同じ。次条及び第15条の6においてこれら日の日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第12条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基盤額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基盤額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基盤額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月末満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月末満 100分の60	(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月末満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月末満 100分の60	(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月末満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月末満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項
中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4

～ 略

6 第15条の5 略
第15条の6 略

(勤勉手当)

第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれら日の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 略

5

(災害派遣手当)

第15条の8 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。）及び大規模災害

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項
中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4

～ 略

6 第15条の5 略
第15条の6 略

(勤勉手当)

第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれら日の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用

短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3

～ 略

(災害派遣手当)

第15条の8 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）及び大規模

(4) 3箇月未満 100分の30
定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項
中「100分の70」とする。

3

～ 略

6 第15条の5 略
第15条の6 略

(勤勉手当)

第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれら日の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用

短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3

～ 略

(災害派遣手当)

第15条の8 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において準用する場合を含む。）及び大規模

からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。

第15条の9 ～ 暫 第19条 附則

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円
定年	1 150,100	169,800	214,200	247,500	290,700	319,200	339,500	358,100
前	2 151,200	171,200	216,000	249,000	292,900	321,400	342,100	360,600
再任	3 152,400	172,600	217,800	250,300	295,000	323,700	344,700	363,100
用短時間勤務職員	4 153,500	174,000	219,200	251,800	297,000	325,900	347,300	365,600
勤務職員以外の職員	5 154,600	175,300	221,000	253,000	298,800	328,100	349,900	368,100
勤務職員	6 155,700	177,800	222,700	254,300	300,800	330,100	352,500	370,600
勤務職員	7 156,800	180,300	224,500	255,500	302,600	332,300	355,100	373,100
勤務職員	8 157,900	182,800	226,100	256,800	304,200	334,500	357,700	375,600
勤務職員	9 158,900	185,200	227,800	258,200	306,100	336,400	360,300	378,100
勤務職員	10 160,300	186,900	229,400	259,600	308,400	338,600	362,900	380,600
勤務職員	11 161,600	188,500	230,900	261,100	310,600	340,600	365,500	383,100
勤務職員	12 162,900	190,200	232,200	262,700	312,900	342,800	367,900	385,600
勤務職員	13 164,100	191,700	234,400	266,000	315,000	344,600	370,500	388,100
勤務職員	14 165,600	193,400	236,000	267,700	317,100	346,600	372,400	390,600
勤務職員	15 167,100	195,200	237,500	269,200	319,300	348,600	374,900	393,100
勤務職員	16 168,700	196,900	239,000	271,000	321,400	350,600	377,200	395,600
勤務職員	17 169,800	198,500	240,300	272,700	323,300	352,300	379,700	398,100
勤務職員	18 171,200	200,300	241,900	274,500	325,300	354,300	382,100	400,600
勤務職員	19 172,600	202,100	243,400	276,300	327,300	356,100	384,800	403,100
勤務職員	20 174,000	203,900	244,900	278,300	329,300	358,000	387,400	405,600

災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに支給する。

第15条の9 ～ 暫 第19条 附則

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円
定年	1 162,100	181,800	222,600	253,400	295,400	323,100	342,100	360,300
前	2 163,200	183,200	224,100	254,900	297,500	325,300	344,700	362,800
再任	3 164,400	184,600	225,600	256,200	299,500	327,500	347,300	365,300
用短時間勤務職員	4 165,500	186,000	226,800	257,500	301,400	329,500	349,900	367,800
勤務職員	5 166,600	187,300	228,200	258,700	303,200	331,500	352,500	370,300
勤務職員	6 167,700	189,600	229,600	259,900	305,000	333,500	355,100	372,800
勤務職員	7 168,800	191,800	231,000	261,100	306,600	335,400	357,700	375,300
勤務職員	8 169,900	194,000	232,400	262,300	308,200	337,300	360,300	377,800
勤務職員	9 170,900	196,200	234,000	263,600	309,800	339,200	362,900	380,300
勤務職員	10 172,300	197,900	235,500	264,900	312,000	341,200	365,500	382,800
勤務職員	11 173,600	199,400	236,900	266,200	314,200	343,200	368,100	385,300
勤務職員	12 174,900	200,900	238,100	267,600	316,200	345,200	370,500	387,800
勤務職員	13 176,100	202,400	240,900	271,600	318,200	347,000	372,900	390,300
勤務職員	14 177,600	203,800	242,400	273,200	320,200	349,000	374,800	392,800
勤務職員	15 179,100	205,200	243,800	274,700	322,100	350,900	377,300	395,300
勤務職員	16 180,700	206,600	245,200	276,300	324,000	352,800	379,600	397,800
勤務職員	17 181,800	208,000	246,400	277,800	325,900	354,500	382,100	400,300
勤務職員	18 183,200	209,700	248,000	279,500	327,900	356,500	384,500	402,800
勤務職員	19 184,600	211,400	249,500	281,300	329,800	358,300	387,100	405,300
勤務職員	20 186,000	212,900	250,900	283,100	331,700	360,200	389,700	407,800

21	175,300	205,400	246,000	280,200	331,000	359,900	390,100	408,100	21	187,300	214,400	252,000	284,800	333,400	362,100	392,300	410,300
22	177,800	207,200	247,500	282,200	333,100	361,800	392,500	410,500	22	189,600	216,200	253,400	286,700	335,400	364,000	394,600	412,700
23	180,300	209,000	249,000	284,100	335,100	363,800	394,800	413,000	23	191,800	217,900	254,900	288,500	337,400	365,900	396,900	415,200
24	182,800	210,800	250,300	286,000	337,200	365,700	397,000	415,400	24	194,000	219,600	256,200	290,300	339,300	367,800	399,100	417,600
25	185,200	212,400	251,800	287,900	338,600	367,700	399,400	417,300	25	196,200	221,100	257,500	292,100	340,700	369,700	401,400	419,500
26	186,900	214,200	253,000	289,700	340,500	369,600	401,200	419,600	26	197,900	222,600	258,700	293,700	342,600	371,600	403,200	421,600
27	188,500	216,000	254,300	291,200	342,400	371,600	403,200	421,700	27	199,400	224,100	259,900	295,100	344,500	373,500	405,100	423,700
28	190,200	217,800	255,500	292,600	344,300	373,600	405,100	423,900	28	200,900	225,600	261,100	296,500	346,400	375,400	407,000	425,900
29	191,700	219,200	256,800	294,400	345,900	375,100	406,900	425,900	29	202,400	226,800	262,300	298,000	348,000	376,900	408,800	427,800
30	193,400	221,000	258,200	296,400	347,800	376,900	408,800	428,000	30	203,800	228,200	263,600	300,000	349,900	378,700	410,600	429,900
31	195,200	222,700	259,600	298,500	349,700	378,700	410,600	430,100	31	205,200	229,600	264,900	302,000	351,700	380,500	412,400	432,000
32	196,900	224,500	261,100	300,500	351,500	380,300	412,400	432,200	32	206,600	231,000	266,200	303,800	353,500	382,100	414,200	433,900
33	198,500	226,100	262,700	302,400	353,400	382,100	414,300	433,900	33	208,000	232,400	267,600	305,500	355,300	383,800	416,000	435,600
34	199,900	227,800	264,400	304,500	355,200	383,500	416,100	435,700	34	209,300	234,000	269,100	307,400	357,100	385,200	417,600	437,400
35	201,400	229,400	266,000	306,500	357,000	385,000	417,600	437,700	35	210,600	235,500	270,700	309,300	358,800	386,600	419,100	439,300
36	202,900	230,900	267,600	308,600	358,700	386,600	419,100	439,700	36	211,900	236,900	272,200	311,100	360,500	388,000	420,600	441,200
37	204,200	232,200	269,400	310,300	360,100	388,000	420,700	441,600	37	213,200	238,100	273,800	312,800	361,900	389,400	422,100	443,000
38	205,500	233,800	271,200	312,400	361,400	389,200	422,300	443,400	38	214,400	239,700	275,500	314,800	363,200	390,600	423,600	444,800
39	206,700	235,400	272,900	314,400	362,800	390,400	423,600	445,200	39	215,600	241,200	277,100	316,800	364,500	391,800	424,900	446,600
40	208,000	236,900	274,600	316,400	364,200	391,500	424,900	446,900	40	216,700	242,600	278,700	318,700	365,900	392,800	426,200	448,300
41	209,300	237,900	276,200	318,100	365,500	392,600	426,100	448,700	41	217,800	243,600	280,300	320,400	367,000	393,900	427,400	450,100
42	210,600	239,400	277,900	320,100	366,400	393,800	427,300	450,200	42	218,900	245,100	281,800	322,400	367,900	395,100	428,600	451,600
43	211,900	240,700	279,700	322,200	367,500	395,000	428,600	451,600	43	219,900	246,400	283,300	324,400	368,900	396,200	429,900	453,000
44	213,200	241,900	281,200	324,300	368,600	396,100	429,900	453,100	44	220,900	247,600	284,800	326,400	370,000	397,300	431,200	454,500
45	214,300	243,100	282,400	325,500	369,400	396,800	431,100	454,500	45	221,800	248,700	285,900	327,600	370,800	398,000	432,400	455,900
46	215,600	244,100	284,100	327,500	370,300	397,500	432,300	455,800	46	222,700	249,700	287,500	329,600	371,700	398,700	433,600	457,200
47	216,900	245,100	285,700	329,400	371,200	398,200	433,100	457,100	47	223,600	250,600	289,000	331,500	372,600	399,400	434,400	458,500
48	218,200	246,100	287,400	331,500	372,100	398,900	433,900	458,300	48	224,500	251,500	290,500	333,500	373,400	400,100	435,200	459,700
49	219,200	247,200	289,900	333,400	373,000	399,500	434,700	459,300	49	225,400	252,400	291,900	335,400	374,200	400,700	436,000	460,700
50	220,300	248,100	290,700	335,300	373,800	400,100	435,300	460,000	50	226,300	253,300	293,500	337,300	401,300	436,600	461,400	
51	221,300	249,000	292,500	337,300	374,600	400,600	436,000	460,800	51	227,200	254,100	295,100	339,200	401,800	437,300	462,200	
52	222,300	250,000	294,300	339,200	375,400	401,000	436,700	461,500	52	228,100	254,900	296,700	341,100	376,500	402,200	438,000	462,900

	53	223,300	250,900	295,800	341,100	376,100	401,400	437,400	462,200		53	228,900	255,600	298,200	342,900	377,200	402,600	438,700	463,600
	54	224,200	252,200	297,500	343,000	376,800	401,700	438,200	463,000		54	229,800	256,700	299,800	344,800	377,900	402,900	439,500	464,400
	55	225,100	253,400	299,000	344,800	377,500	402,000	439,000	463,700		55	230,700	257,900	301,300	346,600	378,600	403,200	440,300	465,100
	56	226,000	254,700	300,600	346,700	378,200	402,300	439,400	464,300		56	231,500	259,000	302,800	348,400	379,300	403,500	440,700	465,700
	57	226,300	256,000	302,200	348,200	378,700	402,600	440,100	464,800		57	231,800	260,200	304,400	349,900	379,800	403,800	441,400	466,200
	58	227,100	257,400	303,900	349,600	379,300	402,900	440,600	465,400		58	232,600	261,400	306,000	351,300	380,400	404,100	441,900	466,800
	59	227,800	258,600	305,500	351,100	379,900	403,200	441,000	466,000		59	233,300	262,500	307,600	352,700	381,000	404,400	442,300	467,400
	60	228,500	259,800	307,200	352,600	380,600	403,500	441,400	466,600		60	233,900	263,600	309,100	354,200	381,700	404,700	442,700	468,000
	61	229,200	260,900	308,100	354,200	381,000	403,800	441,800	467,100		61	234,500	264,700	310,000	365,700	382,100	405,000	443,100	468,500
	62	230,000	262,100	309,600	355,000	381,700	404,100	442,200	467,600		62	235,200	265,800	311,500	366,500	382,800	405,300	443,500	469,000
	63	230,700	263,400	311,100	356,200	382,300	404,400	442,600	468,000		63	235,800	266,900	313,000	367,500	383,400	405,600	443,900	469,400
	64	231,300	264,500	312,700	357,200	382,900	404,700	443,000	468,300		64	236,300	267,900	314,600	358,500	384,000	405,900	444,300	469,700
	65	231,900	265,600	314,300	358,100	383,300	405,000	443,300	468,600		65	236,800	268,900	316,200	359,400	384,400	406,200	444,600	470,000
	66	232,500	266,600	315,900	359,200	383,900	405,300	443,600			66	237,300	269,900	317,800	360,500	385,000	406,500	444,900	
	67	233,100	267,800	317,500	360,100	384,500	405,600	444,000			67	237,800	270,900	319,300	361,400	385,600	406,800	445,300	
	68	233,800	268,900	319,000	361,200	385,100	405,900	444,300			68	238,400	271,800	320,800	362,400	386,200	407,100	445,600	
	69	234,500	269,900	320,500	362,100	385,500	406,100	444,600			69	238,900	272,700	322,200	363,300	386,600	407,300	445,900	
	70	235,100	270,900	321,700	362,800	386,000	406,400	444,900			70	239,400	273,600	323,400	364,000	387,100	407,600	446,200	
	71	235,600	272,000	322,900	363,500	386,500	406,700				71	239,900	274,500	324,500	364,700	387,600	407,900		
	72	236,300	273,100	324,100	364,200	387,100	407,000				72	240,400	275,400	325,600	365,300	388,200	408,100		
	73	237,000	274,000	324,800	364,600	387,400	407,200				73	240,900	276,300	326,300	365,700	388,500	408,300		
	74	237,600	275,000	325,700	365,200	387,800	407,500				74	241,400	277,200	327,200	366,300	388,900	408,600		
	75	238,200	275,900	326,500	365,900	388,200	407,800				75	241,800	278,100	328,000	367,000	389,300	408,900		
	76	238,700	277,000	327,300	366,600	388,600	408,000				76	242,300	279,000	328,800	367,700	389,700	409,100		
	77	239,300	278,100	328,200	366,900	388,900	408,200				77	242,800	280,000	329,600	368,000	390,000	409,300		
	78	240,000	279,100	328,600	367,600	389,200	408,500				78	243,300	281,000	330,000	368,700	390,300	409,600		
	79	240,700	280,000	329,300	368,300	389,500	408,800				79	243,800	281,900	330,600	369,400	390,600	409,900		
	80	241,200	281,000	330,100	369,000	389,800	409,000				80	244,300	282,800	331,300	370,000	390,800	410,100		
	81	241,700	281,500	330,900	369,300	390,000	409,200				81	244,700	283,300	332,100	370,300	391,000	410,300		
	82	242,300	282,400	331,600	369,900	390,300	409,500				82	245,200	284,000	332,800	370,900	391,300	410,600		
	83	242,900	283,100	332,300	370,600	390,600	409,800				83	245,600	284,700	333,500	371,600	391,600	410,900		
	84	243,400	284,000	333,000	371,200	390,800	410,000				84	246,000	285,600	334,100	372,200	391,800	411,100		

85	246,400	286,600	334,600	372,500	392,000	411,300
86	246,800	287,400	335,200	373,100	392,300	
87	247,200	288,200	335,700	373,800	392,600	
88	247,600	289,000	336,300	374,400	392,800	
89	248,000	289,700	336,600	374,800	393,000	
90	248,500	290,200	337,100	375,300	393,300	
91	248,800	290,600	337,500	375,900	393,600	
92	249,100	291,000	337,900	376,400	393,800	
93	249,400	291,200	338,300	376,900	394,000	
94		291,500	338,800	377,500	394,500	
95		291,700	339,300	378,000	395,000	
96		292,000	339,800	378,300	395,500	
97		292,200	340,100	378,700	396,000	
98		292,400	340,500	379,200	396,500	
99		292,700	341,000	379,600	397,000	
100		292,900	341,400	380,000	397,500	
101		293,200	341,700	380,400	398,000	
102		293,500	342,100	380,900	398,500	
103		293,800	342,600	381,300	399,000	
104		294,100	343,000	381,700	399,500	
105		294,400	343,200	382,000	400,000	
106		294,800	343,600	382,700		
107		295,100	344,100	383,400		
108		295,500	344,500	384,100		
109		295,700	344,700	384,800		
110		295,900	345,100	385,500		
111		296,200	345,500	386,200		
112		296,600	345,800	386,900		
113		296,800	346,100	387,600		
114		297,100	346,500			
115		297,500	346,900			
116		297,900	347,300			

85	243,900	285,000	333,500	371,500	391,000	410,200
86	244,500	285,800	334,100	372,100	391,300	
87	245,100	286,600	334,600	372,800	391,600	
88	245,600	287,400	335,200	373,400	391,800	
89	246,100	288,200	335,500	373,800	392,000	
90	246,600	288,700	336,000	374,300	392,300	
91	246,900	289,100	336,400	374,900	392,600	
92	247,300	289,600	336,900	375,400	392,800	
93	247,600	289,800	337,300	375,900	393,000	
94		290,100	337,800	376,500	393,500	
95		290,300	338,300	377,000	394,000	
96		290,700	338,800	377,300	394,500	
97		290,900	339,100	377,700	395,000	
98		291,100	339,500	378,200	395,500	
99		291,500	340,000	378,600	396,000	
100		291,800	340,400	379,000	396,500	
101		292,100	340,700	379,400	397,000	
102		292,400	341,100	379,900	397,500	
103		292,700	341,600	380,300	398,000	
104		293,100	342,000	380,700	398,500	
105		293,400	342,200	381,000	399,000	
106		293,800	342,600	381,700		
107		294,100	343,100	382,400		
108		294,500	343,500	383,100		
109		294,700	343,700	383,800		
110		294,900	344,100	384,500		
111		295,200	344,500	385,200		
112		295,600	344,800	385,900		
113		295,800	345,100	386,600		
114		296,100	345,500			
115		296,500	345,900			
116		296,900	346,300			

117	297,100	346,800								117	298,100	347,800								
118	297,400	347,200								118	298,400	348,200								
119	297,800	347,600								119	298,800	348,600								
120	298,100	348,000								120	299,100	349,000								
121	298,300	348,500								121	299,300	349,500								
122	298,600	348,900								122	299,600	349,900								
123	299,000	349,200								123	300,000	350,200								
124	299,300	349,500								124	300,300	350,500								
125	299,500	350,000								125	300,500	351,000								
126	299,900									126	300,900									
127	300,300									127	301,300									
128	300,600									128	301,600									
129	300,800									129	301,800									
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額															
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900			188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)
医療職給料表(二)

給料月額	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額								給料月額				
								給料月額	円	円	円	円								
定年前再任用短時間勤務職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	422,800	473,600	524,400	575,200	626,000	676,800	727,600	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	424,600	475,300	526,000	576,700	627,400	678,100	728,800	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	425,900	476,600	527,300	577,700	628,400	679,100	729,200	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	159,300	196,300	231,600	255,000	288,100	333,400	379,100	427,600	478,300	529,000	579,700	630,400	680,100	730,200	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	428,900	479,600	530,300	580,700	631,400	681,100	731,200	240,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	429,900	480,600	531,300	581,700	632,400	682,100	732,200	241,000	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	430,900	481,600	532,300	582,700	633,400	683,100	733,200	242,800	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	431,900	482,600	533,300	583,700	634,400	684,100	734,200	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	433,900	483,600	534,300	584,700	635,400	685,100	735,200	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)
医療職給料表(二)

10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800

10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500

	42	216, 100	248, 700	281, 200	311, 600	357, 400	397, 400	439, 900	479, 900	42	223, 200	253, 800	284, 600	313, 700	359, 100	398, 600	441, 200
	43	217, 300	249, 600	282, 700	313, 200	358, 600	398, 200	440, 300	479, 300	43	224, 000	254, 600	286, 000	315, 300	360, 300	399, 400	441, 600
	44	218, 500	250, 400	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000	440, 700	479, 700	44	224, 900	255, 400	287, 300	316, 800	361, 500	400, 200	442, 000
	45	219, 600	251, 500	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400	441, 100	479, 100	45	225, 800	256, 200	288, 600	317, 700	362, 500	400, 600	442, 400
	46	220, 700	252, 800	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000	441, 500	479, 500	46	226, 700	257, 400	290, 200	319, 100	363, 300	401, 200	442, 800
	47	221, 700	254, 100	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500	441, 900	479, 900	47	227, 600	258, 600	291, 700	320, 600	364, 300	401, 700	443, 200
	48	222, 700	255, 300	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900	442, 200	479, 200	48	228, 500	259, 700	293, 100	322, 200	365, 400	402, 100	443, 500
	49	223, 600	256, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300	442, 500	479, 500	49	229, 200	261, 000	294, 300	323, 600	366, 400	402, 500	443, 800
	50	224, 500	258, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600	442, 900	479, 900	50	230, 100	262, 300	295, 800	324, 900	367, 400	402, 800	444, 200
	51	225, 400	259, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900	443, 200	479, 200	51	231, 000	263, 400	297, 100	326, 100	368, 400	403, 100	444, 500
	52	226, 300	260, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200	443, 500	479, 500	52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400	444, 800
	53	226, 600	261, 600	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500	443, 800	479, 800	53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700	445, 100
	54	227, 400	262, 900	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800	442, 800	479, 800	54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000	
	55	228, 000	264, 200	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100	443, 100	479, 100	55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300	
	56	228, 800	265, 300	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400	443, 400	479, 400	56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600	
	57	229, 500	266, 100	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700	443, 700	479, 700	57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900	
	58	230, 200	267, 300	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000	444, 000	479, 000	58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200	
	59	230, 800	268, 500	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300	444, 300	479, 300	59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500	
	60	231, 400	269, 600	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700	444, 700	479, 700	60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900	
	61	232, 100	270, 500	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900	445, 900	479, 900	61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100	
	62	232, 700	271, 600	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200	445, 200	479, 200	62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400	
	63	233, 300	272, 700	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500	446, 500	479, 500	63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700	
	64	234, 000	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800	446, 800	479, 800	64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000	
	65	234, 600	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000	446, 000	479, 000	65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200	
	66	235, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	406, 500	446, 500	479, 500	66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900	407, 700	
	67	236, 000	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	407, 000	447, 000	479, 000	67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600	408, 200	
	68	236, 700	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	407, 500	447, 500	479, 500	68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200	408, 700	
	69	237, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	408, 000	448, 000	479, 000	69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600	409, 200	
	70	237, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100	408, 500	448, 500	479, 500	70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100	409, 700	
	71	238, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600	409, 000	449, 000	479, 000	71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600	410, 200	
	72	239, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100	409, 500	449, 500	479, 500	72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100	410, 700	
	73	239, 600	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700	410, 000	450, 000	480, 000	73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700	411, 200	

74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200	411, 700
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800	412, 200
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400	412, 700
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900	413, 200
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400	413, 700
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900	414, 200
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400	414, 700
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700	415, 200
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200	
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600	
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000	
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400	
86		290, 700	326, 500	347, 300	389, 100	
87		290, 900	326, 700	347, 600	389, 800	
88		291, 100	327, 000	347, 900	390, 500	
89		291, 500	327, 400	348, 300	391, 200	
90		291, 700	327, 800	348, 600	391, 900	
91		291, 900	328, 200	349, 000	392, 600	
92		292, 100	328, 600	349, 300	393, 300	
93		292, 500	328, 900	349, 700	394, 000	
94		292, 700	329, 100	350, 000	394, 700	
95		292, 900	329, 500	350, 300	395, 400	
96		293, 200	329, 800	350, 600	396, 100	
97		293, 500	330, 000	350, 900	396, 800	
98		293, 700	330, 300	351, 300	397, 500	
99		293, 900	330, 600	351, 700	398, 200	
100		294, 200	330, 900	352, 100	398, 900	
101		294, 500	331, 100	352, 600	399, 600	
102		294, 700	331, 400	353, 000		
103		294, 900	331, 800	353, 400		
104		295, 200	332, 000	353, 800		
105		295, 500	332, 200	354, 300		

74	240, 300	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200	410, 500
75	241, 000	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800	411, 000
76	241, 500	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400	411, 500
77	241, 900	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900	412, 000
78	242, 400	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400	412, 500
79	242, 900	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900	413, 000
80	243, 200	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400	413, 500
81	243, 500	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700	414, 000
82	243, 800	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200	
83	244, 100	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600	
84	244, 400	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000	
85	244, 700	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400	
86		289, 500	325, 400	346, 300	388, 100	
87		289, 700	325, 600	346, 600	388, 800	
88		289, 900	326, 000	346, 900	389, 500	
89		290, 300	326, 400	347, 300	390, 200	
90		290, 500	326, 800	347, 600	390, 900	
91		290, 700	327, 200	348, 000	391, 600	
92		290, 900	327, 600	348, 300	392, 300	
93		291, 300	327, 900	348, 700	393, 000	
94		291, 500	328, 100	349, 000	393, 700	
95		291, 700	328, 500	349, 300	394, 400	
96		292, 000	328, 800	349, 600	395, 100	
97		292, 400	329, 000	349, 900	395, 800	
98		292, 700	329, 300	350, 300	396, 500	
99		292, 900	329, 600	350, 700	397, 200	
100		293, 200	329, 900	351, 100	397, 900	
101		293, 500	330, 100	351, 600	398, 600	
102		293, 700	330, 400	352, 000		
103		293, 900	330, 800	352, 400		
104		294, 200	331, 000	352, 800		
105		294, 500	331, 200	353, 300		

106		332,400	354,800				
107		332,800	355,300				
108		333,000	355,800				
109		333,200	356,300				
110		333,600	356,800				
111		334,000	357,300				
112		334,400	357,800				
113		334,600	358,300				
定年前再任用短時労働者員	基準給料 月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

この表は、参考説明に適用する。

(三) 藥物給付表

この表は、参考説明に適用する。

医療職給料表 (三)

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100							
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700							
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400							
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000							
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200							
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400							
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700							
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000							
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900							
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000							
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200							
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400							
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300							
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300							
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400							

この表は、参考備考に適用する。

	16	193, 500	222, 700	261, 300	279, 300	312, 800	360, 200	408, 100		16	207, 300	233, 700	267, 700	284, 800	316, 200	362, 200	409, 400
17	195, 500	224, 100	261, 800	280, 600	314, 500	362, 200	410, 100		17	209, 300	234, 800	268, 200	285, 800	317, 700	364, 100	411, 400	
18	197, 500	225, 600	262, 700	281, 800	316, 100	364, 200	412, 300		18	211, 300	236, 200	269, 000	286, 800	319, 200	366, 100	413, 600	
19	199, 500	227, 100	263, 500	282, 800	317, 800	366, 300	414, 500		19	213, 400	237, 600	269, 800	287, 800	320, 700	368, 200	415, 800	
20	201, 500	228, 600	264, 300	284, 000	319, 500	368, 400	416, 600		20	215, 400	238, 700	270, 600	288, 900	322, 100	370, 200	417, 900	
21	203, 500	229, 700	265, 200	285, 500	320, 900	370, 100	418, 500		21	217, 300	239, 800	271, 300	290, 200	323, 500	371, 900	419, 800	
22	205, 400	231, 400	265, 900	287, 100	322, 400	372, 200	420, 400		22	219, 000	241, 400	272, 000	291, 600	324, 900	374, 000	421, 700	
23	207, 500	233, 100	266, 800	288, 400	323, 900	374, 300	422, 200		23	220, 700	243, 100	272, 700	292, 800	326, 400	376, 100	423, 500	
24	209, 600	234, 700	267, 600	289, 700	325, 400	376, 300	424, 100		24	222, 400	244, 500	273, 500	294, 000	327, 800	378, 100	425, 400	
25	211, 200	236, 000	268, 600	290, 800	326, 800	378, 300	425, 800		25	223, 700	245, 700	274, 300	295, 100	329, 200	380, 000	427, 100	
26	212, 500	237, 700	269, 400	292, 200	328, 200	379, 900	427, 400		26	225, 000	247, 000	275, 000	296, 500	330, 600	381, 600	428, 700	
27	213, 700	239, 400	270, 300	294, 100	329, 700	381, 800	429, 100		27	226, 100	248, 400	275, 800	297, 900	332, 000	383, 400	430, 400	
28	215, 000	241, 100	271, 300	295, 600	331, 300	383, 700	430, 700		28	227, 100	249, 700	276, 600	299, 300	333, 400	385, 200	432, 000	
29	216, 200	242, 700	272, 500	296, 600	332, 400	385, 500	432, 000		29	228, 200	251, 100	277, 600	300, 300	334, 500	386, 900	433, 300	
30	217, 300	244, 100	273, 700	298, 000	333, 900	387, 200	433, 300		30	229, 000	252, 100	278, 700	301, 600	336, 000	388, 600	434, 600	
31	218, 600	245, 400	275, 200	299, 400	335, 300	389, 100	434, 900		31	229, 800	252, 900	280, 100	302, 900	337, 400	390, 500	436, 200	
32	219, 700	246, 500	276, 500	300, 900	336, 800	390, 900	436, 400		32	230, 500	253, 600	281, 300	304, 100	338, 900	392, 200	437, 700	
33	221, 000	247, 500	278, 000	302, 300	338, 400	392, 600	438, 100		33	231, 600	254, 400	282, 500	305, 300	340, 400	393, 900	439, 400	
34	222, 300	248, 600	279, 400	303, 800	339, 900	394, 300	439, 700		34	232, 800	255, 300	283, 800	306, 700	341, 900	395, 600	441, 000	
35	223, 600	249, 500	280, 600	305, 400	341, 500	396, 100	441, 100		35	233, 900	256, 200	284, 900	308, 100	343, 400	397, 400	442, 400	
36	224, 900	250, 500	281, 800	307, 000	343, 000	397, 800	442, 500		36	234, 900	256, 900	286, 100	309, 500	344, 900	399, 100	443, 800	
37	226, 000	251, 200	283, 300	308, 300	344, 700	399, 400	443, 600		37	235, 900	257, 600	287, 500	310, 800	346, 500	400, 700	444, 900	
38	227, 400	252, 200	284, 500	309, 700	346, 300	401, 100	444, 900		38	237, 200	258, 500	288, 600	312, 100	348, 100	402, 400	446, 200	
39	228, 700	253, 100	285, 900	311, 100	347, 800	402, 900	446, 200		39	238, 500	259, 400	289, 700	313, 500	349, 600	404, 200	447, 500	
40	230, 100	254, 100	287, 100	312, 700	349, 400	404, 700	447, 600		40	239, 700	260, 300	290, 700	314, 900	351, 100	406, 000	448, 900	
41	231, 000	254, 500	288, 100	314, 200	350, 600	406, 200	448, 600		41	240, 500	260, 700	291, 700	316, 400	352, 300	407, 500	449, 900	
42	232, 400	255, 400	289, 400	315, 600	352, 100	407, 700	449, 300		42	241, 500	261, 500	292, 900	317, 800	353, 800	409, 000	450, 600	
43	233, 700	256, 200	290, 700	317, 000	353, 600	409, 200	450, 100		43	242, 500	262, 300	294, 100	319, 200	355, 300	410, 500	451, 400	
44	235, 100	256, 900	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500	450, 700		44	243, 500	263, 000	295, 300	320, 500	356, 700	411, 800	452, 000	
45	236, 300	257, 700	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600	451, 600		45	244, 500	263, 700	296, 400	321, 300	358, 100	412, 900	452, 900	
46	237, 700	258, 400	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700	452, 300		46	245, 500	264, 400	297, 700	322, 700	359, 100	414, 000	453, 600	
47	239, 000	259, 300	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800	453, 100		47	246, 400	265, 100	299, 000	324, 100	360, 500	415, 100	454, 400	

	48	240, 300	260, 100	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000	453, 900		48	247, 200	265, 800	300, 200	325, 600	361, 800	416, 300	455, 200
49	241, 200	260, 900	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300	454, 600		49	248, 000	266, 500	301, 300	326, 700	363, 100	417, 600	455, 900	
50	242, 300	261, 800	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400	455, 300		50	248, 900	267, 300	302, 500	328, 000	364, 500	418, 700	456, 600	
51	243, 300	262, 700	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600	456, 000		51	249, 800	268, 000	303, 700	329, 300	365, 800	419, 900	457, 300	
52	244, 300	263, 700	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700	456, 800		52	250, 600	268, 900	305, 000	330, 600	367, 100	421, 000	458, 100	
53	245, 000	264, 800	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900	457, 600		53	251, 200	269, 800	306, 400	331, 900	368, 600	422, 200	458, 900	
54	246, 000	266, 000	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900	458, 400		54	252, 100	270, 900	307, 700	333, 200	369, 800	423, 200	459, 700	
55	246, 900	267, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000	459, 100		55	253, 000	272, 000	309, 000	334, 500	370, 900	424, 300	460, 400	
56	247, 800	268, 600	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100	459, 800		56	253, 800	273, 200	310, 200	335, 800	372, 100	425, 400	461, 100	
57	248, 500	270, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200	460, 600		57	254, 500	274, 400	311, 000	336, 700	373, 200	426, 500	461, 900	
58	249, 500	271, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700			58	255, 400	275, 800	312, 200	338, 000	374, 100	427, 000		
59	250, 100	272, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300			59	256, 000	277, 100	313, 400	339, 200	375, 100	427, 600		
60	250, 900	274, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700			60	256, 800	278, 400	314, 800	340, 500	376, 000	428, 000		
61	251, 700	275, 600	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300			61	257, 500	279, 600	315, 900	341, 500	376, 600	428, 600		
62	252, 500	276, 900	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800			62	258, 200	280, 800	317, 200	342, 400	377, 400	429, 100		
63	253, 300	278, 300	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200			63	258, 900	281, 900	318, 400	343, 500	378, 200	429, 500		
64	254, 100	279, 400	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700			64	259, 600	283, 000	319, 600	344, 700	379, 000	430, 000		
65	254, 800	280, 500	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300			65	260, 200	284, 000	320, 800	345, 800	379, 700	430, 500		
66	255, 500	281, 800	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700			66	260, 900	285, 200	322, 100	347, 000	380, 400	430, 900		
67	256, 300	283, 100	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000			67	261, 500	286, 400	323, 300	348, 200	381, 200	431, 200		
68	257, 000	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300			68	262, 100	287, 400	324, 500	349, 200	381, 900	431, 500		
69	257, 800	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700			69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900		
70	258, 600	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	431, 500			70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100	432, 700		
71	259, 500	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	432, 300			71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800	433, 500		
72	260, 500	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	433, 100			72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400	434, 300		
73	261, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	433, 900			73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100	435, 100		
74	263, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	434, 700			74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600	435, 900		
75	264, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	435, 500			75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200	436, 700		
76	265, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	436, 300			76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700	437, 500		
77	266, 200	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	437, 100			77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100	438, 300		
78	267, 200	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600				78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700			
79	268, 400	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100				79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200			

80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	316,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,200
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,700
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,200
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,700
98	286,800	318,600	351,500	369,300	396,200
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,700
100	288,300	319,800	352,400	370,300	397,200
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,700
102	289,900	320,800	353,300	371,400	398,200
103	290,700	321,400	353,800	371,900	398,700
104	291,500	321,900	354,200	372,300	399,200
105	292,100	322,300	354,500	372,900	399,700
106	292,600	322,800	355,000	373,400	400,200
107	293,100	323,300	355,400	373,900	400,700
108	293,500	323,800	355,700	374,400	401,200
109	293,700	324,200	356,200	375,000	401,700
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	

80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,100
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,600
96	283,800	316,300	349,700	367,100	394,100
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,600
98	285,200	317,300	350,500	368,200	395,100
99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,600
100	286,700	318,600	351,400	369,200	396,100
101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,600
102	288,300	319,600	352,300	370,300	397,100
103	289,100	320,200	352,800	370,800	397,600
104	289,900	320,800	353,200	371,200	398,100
105	290,600	321,200	353,500	371,800	398,600
106	291,100	321,700	354,000	372,300	399,100
107	291,600	322,200	354,400	372,800	399,600
108	292,100	322,700	354,700	373,300	400,100
109	292,300	323,100	355,200	373,900	400,600
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	

112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000
114	295, 000	325, 900	358, 700	377, 600
115	295, 300	326, 300	359, 200	378, 200
116	295, 500	326, 600	359, 600	378, 800
117	295, 800	326, 800	360, 000	379, 400
118	296, 100	327, 100	360, 400	380, 000
119	296, 400	327, 500	360, 900	380, 600
120	296, 700	327, 700	361, 400	381, 200
121	297, 000	327, 900	361, 800	381, 800
122	297, 400	328, 200	362, 300	382, 400
123	297, 700	328, 500	362, 800	383, 000
124	298, 100	328, 800	363, 300	383, 600
125	298, 300	329, 000	363, 600	384, 200
126	298, 500	329, 300		384, 800
127	298, 800	329, 700		
128	299, 200	329, 900		
129	299, 400	330, 100		
130	299, 700	330, 300		
131	300, 100	330, 700		
132	300, 500	330, 900		
133	300, 700	331, 200		
134	301, 000	331, 600		
135	301, 400	332, 000		
136	301, 700	332, 400		
137	301, 900	332, 700		
138	302, 200	333, 100		
139	302, 600	333, 500		
140	302, 900	333, 900		
141	303, 100	334, 200		
142	303, 500	334, 600		
143	303, 900	334, 900		

112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	376,500
115	294,100	325,300	358,200	377,100
116	294,400	325,600	358,600	377,700
117	294,700	325,800	359,000	378,300
118	295,000	326,100	359,400	378,900
119	295,300	326,500	359,900	379,500
120	295,700	326,700	360,400	380,100
121	296,000	326,900	360,800	380,700
122	296,400	327,200	361,300	381,300
123	296,700	327,500	361,800	381,900
124	297,100	327,800	362,300	382,500
125	297,300	328,000	362,600	383,100
126	297,500	328,300		383,700
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		

参考 この表は、保健師、助産師及び看護師の職員で市長が定めるものに適

用する。
以下略

備考 この表は、保健師、助産師及び看護師の職員で市長が定めるものに適用する。
以下 略

(第2条による改正)

日	焼津市職員の給与に関する条例	新
昭和27年1月26日条例第16号	焼津市職員の給与に関する条例	昭和27年1月26日条例第16号
第1条 ～ 第15条の3 (期末手当)	第1条 ～ 略 第15条の3 (期末手当)	第1条 ～ 略 第15条の3 (期末手当)
第15条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第15条の6までにおいてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの人のが日曜日又は土曜日に当たるとときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの人について規定している場合において同じ。次条及び第15条の6においてこれらの人を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第12条第7項の規定の適用を受けた職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第15条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第15条の6までにおいてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの人のが日曜日又は土曜日に当たるとときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの人について規定している場合において同じ。次条及び第15条の6においてこれらの人を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第12条第7項の規定の適用を受けた職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第15条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条から第15条の6までにおいてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日（これらの人のが日曜日又は土曜日に当たるとときは、それぞれその直前の金曜日。以下これらの人について規定している場合において同じ。次条及び第15条の6においてこれらの人を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第12条第7項の規定の適用を受けた職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）6箇月 100分の100 （2）5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3）3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4）3箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。
～ 第15条の3 (勤勉手当)	～ 略 第15条の3 (勤勉手当)	～ 略 第15条の3 (勤勉手当)
第15条の5 第15条の6 (勤勉手当)	第15条の5 略 第15条の6 (勤勉手当)	第15条の5 略 第15条の6 (勤勉手当)
第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、	第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、	第15条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、

当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3 略
～
5 以下 略

当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員については、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3 略
～
5 以下 略

議第73号 燐津市手数料条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

日	新
焼津市手数料条例	焼津市手数料条例
本則 略	本則 略
附則 略	附則 略
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
(1) ~ 略	(1) ~ 略
(54)	(54)
(55) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき3,000円	(55) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により、狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請があつたものとみなして行うものを除く。） 1頭につき3,000円
以下 略	以下 略

議第74号 焼津市地域交流センター条例の制定について
(附則第4項による改正) 焼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例

新 旧 に 關 する 條 例	焼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例	焼津市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例
昭和39年3月31日条例第11号	昭和39年3月31日条例第11号	昭和39年3月31日条例第11号
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第11号及び第244条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を経るべき公の施設に關し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第11号及び第244条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を経るべき公の施設に關し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第11号及び第244条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を経るべき公の施設に關し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 略

(議会の同意を得べき公の施設)

第3条 公の施設のうち、これを廃止し、又は10年を超える期間にわたり、かつ、独占的に利用させようとするととき、議会において出席議員の3分の2以上上の者の同意を得なければならぬものは、次のとおりとする。

- (1) 公園
- (2) 公民館
- (3) 図書館
- (4) 体育館
- (5) 水道事業施設
- (6) 学校
- (7) 病院
- (8) 福祉センター・福祉社会館
- (9) 文化会館
- (10) 歴史民俗資料館
- (11) 天文科学館
- (12) 駿河湾深層水体験施設

附則 略

(附則第5項による改正) 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例の一部改正(案) 新旧対照表

旧	新
<p>市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例 平成29年12月20日条例第27号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 公民館の設置、管理及び廃止に関する事務のうち、公民館のみに係るもの(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務)。</p> <p>(2) スポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)。 (3) 文化に関する事務。</p> <p>附則 略</p>	<p>市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例 平成29年12月20日条例第27号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) スポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)。 (2) 文化に関する事務。</p> <p>附則 略</p>

議第75号 焼津市大井川児童センター条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

	日	新
焼津市大井川児童センター条例	平成20年10月7日条例第83号	焼津市大井川児童センター条例 平成20年10月7日条例第83号
第1条 ~ 第3条 (開館時間)	第1条 ~ 略 第3条 (開館時間)	第1条 第4条 児童センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、市長が変更することができる。 以下 略
第4条 児童センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これに変更することができる。		第4条 児童センターの開館時間は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。
		以下 略

議第76号 焼津市親子ふれあい広場条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

新	新旧対照表	日	新
焼津市親子ふれあい広場条例	焼津市親子ふれあい広場条例	平成23年3月24日条例第3号	平成23年3月24日条例第3号
第1条 略	第1条 略	第1条 略	第1条 略
第2条 略 (開館時間)	第2条 略 (開館時間)	第2条 略 (開館時間)	第2条 略 (開館時間)
第3条 ふれあい広場の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。	第3条 ふれあい広場の開館時間は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを利用することができる。	第3条 ふれあい広場の開館時間は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを利用することができる。	第3条 ふれあい広場の開館時間は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを利用することができる。
以下 略	以下 略	以下 略	以下 略

議第77号 燐津市大井川商工業研修センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

旧		新	
焼津市大井川商工業研修センター条例 平成20年10月7日条例第95号	焼津市大井川商工業研修センター条例 平成20年10月7日条例第95号	焼津市大井川商工業研修センター条例 平成20年10月7日条例第95号	焼津市大井川商工業研修センター条例 平成20年10月7日条例第95号
第1条及び第2条 略	(開館時間)	第1条及び第2条 略	(開館時間)
第3条 研修センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができます。	第3条 研修センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができます。	第4条	第4条
～ 略	～ 略	～ 略	～ 略
第6条	(使用料)	第6条	(使用料)
第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。	第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができます。	第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。	第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができます。
以下附則まで略	以下附則まで略	以下附則まで略	以下附則まで略
別表第1 会議室使用料（第7条関係）	別表第1 会議室使用料（第7条関係）	別表第2 洋暖房使用料（第7条関係）	別表第2 洋暖房使用料（第7条関係）
使用時間 午前9時から正午まで	午前9時から午後1時まで	午前9時から午後1時まで	午前9時から午後1時まで
室名 講堂	2,200円	2,200円	641円
会議室	1,100円	1,100円	641円
小会議室	1,100円	1,100円	641円
和室	1,100円	1,100円	641円
使用時間 5時まで	5時まで	5時まで	5時まで
室名 大会議室	1,470円	1,900円	2,210円
中会議室	840円	1,050円	1,270円
小会議室	520円	630円	730円
使用時間 10時まで	10時まで	10時まで	10時まで
室名 講堂	2,750円	4,400円	4,950円
会議室	1,650円	2,200円	2,750円
小会議室	1,650円	2,200円	2,750円
和室	1,650円	2,200円	2,750円
使用時間 10時まで	10時まで	10時まで	10時まで
室名 大会議室	7,150円	9,950円	11,950円
中会議室	3,850円	5,750円	7,750円
小会議室	3,850円	5,750円	7,750円
使用時間 5時まで	5時まで	5時まで	5時まで
室名 大会議室	1,150円	1,890円	2,320円
中会議室	1,150円	1,890円	2,320円
小会議室	1,150円	1,890円	2,320円
使用時間 9時まで	9時まで	9時まで	9時まで
室名 大会議室	3,160円	4,110円	5,580円
中会議室	3,160円	4,110円	5,580円
小会議室	3,160円	4,110円	5,580円

備考 使用者が、市内に住所を有する者（市内に在学又は在勤の者を含む。）以外の者又は市内に事務所を有する法人その他の団体以外のものである場合には、この表に定める額にその100パーセントの額を加算する。

別表第2 洋暖房使用料（第7条関係）

使用時間 午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
室名 大会議室	2,750円	4,400円	7,150円
中会議室	2,200円	3,850円	6,300円
小会議室	2,200円	3,850円	6,300円
和室	2,200円	3,850円	6,300円

中会議室	213円	213円	213円	426円	426円	639円
小会議室	213円	213円	213円	426円	426円	639円

備考 使用料の算定については、「別表第1 会議室使用料」の表の備考の例による。

別表第3 備品使用料（第7条関係）

名称	使用料 (午前、午後及び夜間のそれぞれ)
放送機器	512円

備考

1 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで及び「夜間」とは午後6時から午後9時30分までとする。

2 この表に掲げるものの以外の備品の使用料の額は、類似する備品の使用料の額に準じて算定した額とする。

3 使用料の算定については、「別表第1 会議室使用料」の表の備考の例による。

第1条 燃津市水道事業の設置等に関する条例 ～略	昭和41年12月26日条例第22号	新	焼津市水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第22号
第4条 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243 <u>条の2の2第8項</u> の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任 の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係 る賠償額が10万円以上である場合とする。 以下 略	新	第4条 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243 <u>条の2の8第8項</u> の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任 の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係 る賠償額が10万円以上である場合とする。 以下 略	新
(第2条による改正 燃津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正) ～	昭和41年12月26日条例第23号	新	新
第1条 燃津市病院事業の設置等に関する条例 ～	昭和41年12月26日条例第23号	新	新
第6条 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243 <u>条の2の2第8項</u> の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任 の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係 る賠償額が10万円以上である場合とする。 以下 略	昭和41年12月26日条例第23号	新	新
(第3条による改正 燃津市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正) ～	平成30年12月17日条例第34号	新	新
第1条 燃津市公共下水道事業の設置等に関する条例 ～略	平成30年12月17日条例第34号	新	新

第4条 (議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)
第243条の2 第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠
償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責
任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
以下 略

第4条 (議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)
第243条の2 第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠
償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責
任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
以下 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)
第243条の2 第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠
償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責
任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

以下 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)
第243条の2 第8項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠
償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責
任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

以下 略

議第79号 焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
(第1条による改正)

		新
		焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例 平成23年3月24日条例第7号
第1条	～ 第4条 略	第1条 ～ 第4条 略
(期末手当)	(期末手当)	(期末手当)
第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれら日の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。	第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれら日の日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日）に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。	1 期末手当の額は、それぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者におけるべき2つては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる額に、当該各号に応じて得た額とする。
2 期末手当の額は、それぞれのその基準日現在（前項後段に規定する者におけるべき2つては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる額に、当該各号に応じて得た割合を乗じて得た額とする。		(1)～(4) 以下 略

(第2条による改正)

新	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例 平成23年3月24日条例第7号	焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例 平成23年3月24日条例第7号
第1条 ～ 略	第1条 ～ 略	第1条 ～ 略
第4条 (期末手当)	第4条 (期末手当)	第4条 (期末手当)
第5条 管理者の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下本条においてこれらの人を「基準日」という。)にそれぞれ在職する場合に、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直前の金曜日)に支給する。これらの基準日前1カ月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した者についても同様とする。	2 期末手当の額は、それぞれのその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれのその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) ～ (4) 以下 略	(1) ～ (4) 以下 略	(1) ～ (4) 以下 略

焼津市文化会館指定管理者の指定について

1 対象施設、指定管理者及び指定期間

施設の名称	焼津市焼津文化会館	焼津市大井川文化会館
施設の所在地	焼津市三ヶ名1550番地	焼津市宗高888番地
指定管理者に指定しようとする団体	焼津市三ヶ名1550番地 公益財団法人焼津市振興公社 理事長 吉永 律子	
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	

2 選定経過

選定委員会による申請要項等の審査	令和5年7月25日（火）
申請要項の配付開始、HP掲載	令和5年8月7日（月）
質問受付	令和5年8月7日（月）～8月15日（火）
質問回答期日	令和5年8月21日（月）
申請書受付期間	令和5年8月7日（月）～9月11日（月）
選定委員会による申請団体ヒアリング	令和5年10月11日（水）
選定委員会による選考、決定	令和5年10月11日（水）

3 申請団体

申請団体名	所在地
公益財団法人焼津市振興公社	焼津市三ヶ名1550番地

4 選定基準

- (1) 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 公的 文化施設としての目的に合致した事業計画書であること。

5 審査項目、配点及び審査結果

上記選定基準を以下による審査項目により審査した結果、731点（選定基準点600点、満点1000点）となり、文化会館の指定管理者は「公益財団法人焼津市振興公社」を候補者と決定した。

審査項目	配点 (1名当たり)	総配点 (10名)	申請者得点
			公益財団法人 焼津市振興公社
1 施設の性格や目的等に合致した方針	5	50	41
2 利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	50	39
3 施設効用の最大限の発揮	10	100	68
4 団体の経営状態	10	100	76
5 施設管理運営の実施方針	5	50	39
6 事業への具体的な取り組み方	10	100	70
7 施設の運営体制や組織	5	50	36
8 適正な管理や経理	5	50	34
9 安全管理、緊急時等の対応	10	100	74
10 環境、障がい者等への配慮	10	100	72
11 過去の実績等	10	100	82
12 収支計画	5	50	34
13 提案事項	10	100	66
合 計	100	1,000	731

※ 総配点及び申請者得点は、委員10名の配点及び得点を合計した点数です。

焼津市総合福祉会館指定管理者の指定について

1 対象施設、指定管理者及び指定期間

施設の名称	焼津市総合福祉会館
施設の所在地	焼津市大覚寺三丁目2番地の2
指定管理者に指定しようとする団体	焼津市大覚寺三丁目2番地の2 社会福祉法人焼津市社会福祉協議会 会長 岩崎 四郎
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 選定経過

- (1) 選定委員会による申請要項等の審査 令和5年7月24日
- (2) 申請要項の配付開始、HP掲載 令和5年8月7日
- (3) 申請書受付期間 令和5年8月7日から9月11日まで
- (4) 選定委員会による申請団体ヒアリング 令和5年10月13日
- (5) 選考委員会による選考、決定 令和5年10月13日

3 申請団体

申請団体名	所在地
社会福祉法人焼津市社会福祉協議会	焼津市大覚寺三丁目2番地の2

4 選定基準

- (1) 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 福祉施設としての目的に合致した事業計画書であること。

5 審査項目、配点及び審査結果

(1) 審査項目

選定基準に基づき審査項目及び配点を(4)の審査表のとおり決定した。

(2) 選定条件

基準合格点を(4)の審査項目1から12までの総配点(1,000点)の5分の3(600点)以上とした。

(3) 選定方法

指定管理者選定委員会において、申請団体の事業計画書について審査を行い、(2)の選定条件を満たしたもの候補者とした。

(4) 審査表及び審査結果

指定管理者選定委員会において審査を行ったところ、次のとおりであったため、指定管理者の候補者として決定した。

審査項目	配点 (1名当たり)	総配点 (10名)	申請者得点
			社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会
1 施設の性格や目的等に合致した方針	5	50	34
2 利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	50	32
3 施設効用の最大限の発揮	5	50	31
4 団体の経営状態	10	100	72
5 施設管理運営の実施方針	5	50	32
6 事業への具体的な取り組み方	15	150	102
7 施設の運営体制や組織	10	100	60
8 適正な管理や経理	10	100	66
9 安全管理、緊急時等の対応	10	100	66
10 環境、障がい者等への配慮	15	150	96
11 収支計画	5	50	33
12 提案事項	5	50	31
合 計	100	1,000	655

※ 総配点及び申請者得点は、委員10名の配点及び得点を合計した点数です。

焼津市大井川福祉センター指定管理者の指定について

1 対象施設、指定管理者及び指定期間

施設の名称	焼津市大井川福祉センター
施設の所在地	焼津市宗高572番地の1
指定管理者に指定しようとする団体	焼津市大覚寺三丁目2番地の2 社会福祉法人焼津市社会福祉協議会 会長 岩崎 四郎
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 選定経過

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 選定委員会による申請要項等の審査 | 令和5年7月24日 |
| (2) 申請要項の配付開始、HP掲載 | 令和5年8月7日 |
| (3) 申請書受付期間 | 令和5年8月7日から9月11日まで |
| (4) 選定委員会による申請団体ヒアリング | 令和5年10月13日 |
| (5) 選考委員会による選考、決定 | 令和5年10月13日 |

3 申請団体

申請団体名	所在地
社会福祉法人焼津市社会福祉協議会	焼津市大覚寺三丁目2番地の2

4 選定基準

- (1) 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 福祉施設としての目的に合致した事業計画書であること。

5 審査項目、配点及び審査結果

(1) 審査項目

選定基準に基づき審査項目及び配点を(4)の審査表のとおり決定した。

(2) 選定条件

基準合格点を(4)の審査項目1から12までの総配点(1,000点)の5分の3(600点)以上とした。

(3) 選定方法

指定管理者選定委員会において、申請団体の事業計画書について審査を行い、(2)の選定条件を満たしたもの候補者とした。

(4) 審査表及び審査結果

指定管理者選定委員会において審査を行ったところ、次のとおりであったため、指定管理者の候補者として決定した。

審査項目	配点 (1名当たり)	総配点 (10名)	申請者得点
			社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会
1 施設の性格や目的等に合致した方針	5	50	34
2 利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	50	32
3 施設効用の最大限の発揮	5	50	31
4 団体の経営状態	10	100	72
5 施設管理運営の実施方針	5	50	32
6 事業への具体的な取り組み方	15	150	108
7 施設の運営体制や組織	10	100	60
8 適正な管理や経理	10	100	66
9 安全管理、緊急時等の対応	10	100	68
10 環境、障がい者等への配慮	15	150	93
11 収支計画	5	50	33
12 提案事項	5	50	30
合 計	100	1,000	659

※ 総配点及び申請者得点は、委員10名の配点及び得点を合計した点数です。

焼津市ターントクルこども館指定管理者の指定について

1 対象施設、指定管理者及び指定期間

施設の名称	焼津市ターントクルこども館
施設の所在地	焼津市栄町五丁目1番1号
指定管理者に指定しようとする団体	焼津市栄町五丁目1番1号 一般社団法人やいづ子育て・多世代交流支援協会 ことこと 代表理事 高木 利夫
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 選定経過

選定委員会による申請要項等の審査	令和5年7月24日（月）
申請要項の配付開始、HP掲載	令和5年8月10日（木）
質問受付	令和5年8月10日（木）～8月15日（火）
質問回答	令和5年8月21日（月）
申請書受付期間	令和5年8月10日（木）～9月13日（水）
選定委員会による申請団体ヒアリング	令和5年10月13日（金）
選定委員会による選考、決定	令和5年10月13日（金）

3 申請団体

申請団体名	所在地
一般社団法人やいづ子育て・多世代交流支援協会ことこと	焼津市栄町五丁目1番1号

4 選定基準

- (1) 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 子育て支援施設としての目的に合致した事業計画書であること。

5 選定方法及び審査結果

(1) 審査項目

選定基準に基づき審査項目及び配点を(4)の審査表のとおり決定した。

(2) 選定条件

基準合格点を(4)の審査項目1から13までの総配点(1,000点)の5分の3(600点)以上とした。

(3) 選定方法

指定管理者選定委員会において、申請団体の事業計画書について審査を行い、(2)の選定条件を満たしているため、指定管理者の候補者とした。

(4) 審査表及び審査結果

指定管理者選定委員会において審査を行ったところ、次のとおりであったため、指定管理者の候補者として決定した。

審査項目	配点 (1名当たり)	総配点 (10名)	申請者得点 一般社団法人やいづ子育て・多世代交流支援協会ことこと
1 施設の性格や目的等に合致した方針	5	50	41
2 利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	50	35
3 施設効用の最大限の発揮	10	100	74
4 団体の経営状態	5	50	36
5 施設管理運営の実施方針	5	50	38
6 事業への具体的な取り組み方	10	100	76
7 施設の運営体制や組織	5	50	37
8 適正な管理や経理	5	50	33
9 安全管理、緊急時等の対応	10	100	70
10 環境、障がい者等への配慮	10	100	68
11 過去の実績等	10	100	74
12 収支計画、指定管理料	10	100	62
13 提案事項	10	100	74
合 計	100	1,000	718

※ 総配点及び申請者得点は、委員10名の配点及び得点を合計した点数です。

焼津市立養護老人ホーム慈恵園指定管理者の指定について

1 対象施設、指定管理者及び指定期間

施設の名称	焼津市立養護老人ホーム慈恵園
施設の所在地	焼津市大覚寺三丁目 2番地の3
指定管理者に指定しようとする団体	焼津市大覚寺三丁目 2番地の1 社会福祉法人焼津福祉会 理事長 池ヶ谷 聰
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 選定経過

選定委員会による申請要項等の審査	令和5年7月24日（月）
申請要項の配付開始、HP掲載	令和5年8月8日（火）
質問受付	令和5年8月8日（火）～8月22日（火）
質問回答	令和5年8月28日（月）
申請書受付期間	令和5年8月8日（火）～9月13日（水）
選定委員会による申請団体ヒアリング	令和5年10月13日（金）
選定委員会による選考、決定	令和5年10月13日（金）

3 申請団体

申請団体名	所在地
社会福祉法人焼津福祉会	焼津市大覚寺三丁目 2番地の1

4 選定基準

- (1) 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 施設としての目的に合致した事業計画書であること。

5 審査項目、配点及び審査結果

上記選定基準を以下による審査項目により審査した結果、743点（選定基準点630点、満点1,050点）となり、焼津市立養護老人ホーム慈恵園の指定管理者は、「社会福祉法人焼津福祉会」を候補者と決定した。

	審査項目	配点 (1名当たり)	総配点 (10名)	申請者得点
				社会福祉法人焼津福祉会
1	施設の性格や目的等に合致した方針	5	50	39
2	利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	50	37
3	施設効用の最大限の發揮	5	50	36
4	団体の経営状態	10	100	80
5	施設管理運営の実施方針	5	50	35
6	事業への具体的な取り組み方	15	150	105
7	施設の運営体制や組織	10	100	68
8	適正な管理や経理	10	100	66
9	安全管理、緊急時等の対応	10	100	64
10	環境、障がい者等への配慮	15	150	108
11	収支計画	5	50	33
12	提案事項	10	100	72
	合 計	105	1,050	743

※ 総配点及び申請者得点は、委員10名の配点及び得点を合計した点数です。

焼津市駐車場指定管理者の指定について

1 対象施設、指定管理者及び指定期間

施設の名称	(1)焼津市小石川駐車場 (2)焼津駅北口駐車場
施設の所在地	(1)焼津市栄町二丁目 7番21号 (2)焼津市駅北一丁目 1番 1号
指定管理者に指定しようとする団体	神奈川県横浜市港北区菊名七丁目 3番22号 アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 小針 宏之
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 選定経過

選定委員会による募集要項等の審査	令和5年7月25日（火）
募集要項の配付開始、HP掲載	令和5年8月8日（火）
現地説明会	令和5年8月17日（木）
質問受付	令和5年8月8日（火）～8月22日（火）
質問回答期日	令和5年8月28日（月）
申請書受付期間	令和5年8月8日（火）～9月13日（水）
選定委員会による申請団体ヒアリング	令和5年10月11日（水）
選定委員会による選考、決定	令和5年10月11日（水）

3 申請団体

申請団体名	所在地
アマノマネジメントサービス株式会社	横浜市港北区菊名七丁目 3番22号

4 選定基準

- (1) 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 駐車場施設としての目的に合致した事業計画書であること。

5 審査項目、配点及び審査結果

上記4の選定基準を以下による審査項目により審査した結果、789点（選定基準点600点、満点1,000点）となり、焼津市駐車場の指定管理者は、「アマノマネジメントサービス株式会社」を候補者と決定した。

審査項目	配点 (1名当たり)	総配点 (10名)	申請者得点	
			アマノマネジメント サービス株式会社	
1 施設の性格や目的等に合致した方針	5	50		39
2 利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	50		36
3 施設効用の最大限の発揮	5	50		42
4 団体の経営状態	10	100		82
5 施設管理運営の実施方針	5	50		39
6 事業への具体的な取り組み方	15	150		123
7 施設の運営体制や組織	10	100		74
8 適正な管理や経理	10	100		78
9 安全管理、緊急時等の対応	10	100		82
10 環境、障がい者等への配慮	5	50		33
11 過去の実績等	5	50		50
12 収支計画	5	50		37
13 指定管理料	5	50		40
14 提案事項	5	50		34
合 計	100	1,000		789

※ 総配点及び申請者得点は、委員10名の配点及び得点を合計した点数です。

焼津市自転車駐車場指定管理者の指定について

1 対象施設、指定管理者及び指定期間

施設の名称	(1)焼津駅北口自転車駐車場 (2)焼津駅南口自転車駐車場
施設の所在地	(1)焼津市駅北一丁目1番1号 (2)焼津市栄町一丁目1番27号
指定管理者に指定しようとする団体	東京都中央区日本橋小網町7番2号 サイカパーキング株式会社 代表取締役 森井 清
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 選定経過

選定委員会による募集要項等の審査	令和5年7月25日（火）
募集要項の配付開始、HP掲載	令和5年8月8日（火）
現地説明会	令和5年8月17日（木）
質問受付	令和5年8月8日（火）～8月22日（火）
質問回答期日	令和5年8月28日（月）
申請書受付期間	令和5年8月8日（火）～9月13日（水）
選定委員会による申請団体ヒアリング	令和5年10月11日（水）
選定委員会による選考、決定	令和5年10月11日（水）

3 申請団体

申請団体名	所在地
サイカパーキング株式会社	東京都中央区日本橋小網町7番2号

4 選定基準

- (1) 事業計画の内容が利用対象者の平等かつ公平な利用を確保できるものであること、地域住民との協働に配慮すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 自転車駐車場施設としての目的に合致した事業計画書であること。

5 審査項目、配点及び審査結果

上記4の選定基準を以下による審査項目により審査した結果、675点（選定基準点600点、満点1,000点）となり、焼津市自転車駐車場の指定管理者は、「サイカパーキング株式会社」を候補者と決定した。

審査項目	配点 (1名当たり)	総配点 (10名)	申請者得点
			サイカパーキング 株式会社
1 施設の性格や目的等に合致した方針	5	50	38
2 利用者の平等かつ公平な利用の確保	5	50	37
3 施設効用の最大限の発揮	5	50	34
4 団体の経営状態	10	100	56
5 施設管理運営の実施方針	5	50	37
6 事業への具体的な取り組み方	15	150	105
7 施設の運営体制や組織	10	100	72
8 適正な管理や経理	10	100	70
9 安全管理、緊急時等の対応	10	100	72
10 環境、障がい者等への配慮	5	50	35
11 過去の実績等	5	50	50
12 収支計画	5	50	32
13 指定管理料	5	50	0
14 提案事項	5	50	37
合 計	100	1,000	675

※ 総配点及び申請者得点は、委員10名の配点及び得点を合計した点数です。

姫津市・大井川町合併基本計画の変更に係る新旧対照表

項目	新	日
表紙 変更年月の 記載	●計画名下部に記載を追加 平成29年12月変更 令和5年〇〇月変更	平成29年12月変更 姫津市
目次	<p>●目次右頁に記載の変更</p> <p>○計画の変更に当たって></p> <p>前回の合併基本計画の変更は、東日本大震災の発生後ににおける合併市町村の実情を踏まえた地方債の特例により、地方債を起こすことができることが延長可能となつたことを受け、合併推進債の有効活用を通じ、現計画の一層の推進を図るために、現計画期間を令和5年度まで延長したものです。</p> <p>今回は、合併特例事業推進要綱が改正され、経過措置が講じられたことから、今後、合併推進債の活用を見込む事業の財政負担軽減を図り、効果的かつ着実なまちづくりを推進するため、計画の一部変更を行うものです。</p>	<p>○計画の変更に当たって></p> <p>今回の合併基本計画の変更は、東日本大震災の発生後ににおける合併市町村の実情を踏まえた地方債の特例により、地方債を起こすことができる期間が延長可能となつたことを受け、合併推進債の有効活用を通じ、現計画の一層の推進を図るために、現計画期間を平成35年度まで延長するものです。</p>
3 第5節 計画の期間	<p>●記載の変更</p> <p>この計画の期間は、平成20年11月1日（新市発足時）から令和6年3月31日とします。</p> <p>ただし、各施設における主要事業で、実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち、最も期間を要するものは、令和11年度の完了を予定しています。このため、財政計画については、計画期間を平成20年度から令和11年度までとします。</p> <p>なお、具体的な施策及び財政計画については、社会経済状況の変化や財政制度の改正などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。</p>	<p>○計画の期間は、平成20年11月1日（新市発足時）から令和36年3月31日とします。</p> <p>などにより、具体的な施策及び財政計画については、社会経済状況の変化や財政制度の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。</p>
4 第1節 位置と地勢	<p>新市は静岡県のほぼ中央に位置し、北は静岡市と岡部町に接し、東は駿河湾に臨み、西は藤枝市と島田市、南は大井川を挟んで吉田町と接しています。</p> <p>また、東海道本線の2つの駅と東名高速道路の焼津インターチェンジ、大井川焼津藤枝スマートインターチェンジを有し、国道150号などの幹線道路が市域を通過しているため、交通の利便性に優れています。平成21年6月に開港した富士山静岡空港からは、市域のほとんどが20km圏内にあります。</p> <p>さらに、一級河川の大井川をはじめ、多数の河川が市内を流れ、水に恵まれた環境となっています。</p>	<p>新市は静岡県のほぼ中央に位置し、北は静岡市と岡部町に接し、東は駿河湾に臨み、西は藤枝市と島田市、南は大井川を挟んで吉田町と接しています。</p> <p>また、東海道本線の2つの駅と東名高速道路の焼津インターチェンジを有し、国道150号などの幹線道路が市域を通過しているため、交通の利便性に優れています。平成21年3月に開港する富士山静岡空港からは、市域のほとんどが20km圏内にあります。</p> <p>さらに、一級河川の大井川をはじめ、多数の河川が市内を流れ、水に恵まれた環境となっています。</p>

焼津市・大井川町合併基本計画の変更に係る新旧対照表

項目	新	日																																																																	
1.4 第1節 人口の推移 1 総人口	平成17年の総人口は、合計143,101人でした。 今後は、平成22年の113,249人をピークに減少傾向となり、令和5年には131,559人になるものと予想されます。 しかし、新市の立地条件の良さに加え、地域資源を活用した企業誘致、自然景観を活かした快適な居住地域の形成などにより、定住人口の増加を図り、活気のあるまちづくりに取り組みます。	平成17年の総人口は、合計143,101人でした。 今後は、平成22年の143,249人をピークに減少傾向となり、平成35年には131,559人になるものと予想されます。																																																																	
1.4 2 年齢3 区分別人口	年齢階層別の将来人口の見通しをみると、年少人口、生産年齢人口はどうにも減少しています。 一方、老人人口は令和2年まで増加し続け、令和5年には減少に転じるものと予測され、年齢3区分すべてで減少が進行すると予想されます。	年齢階層別の将来人口の見通しをみると、年少人口、生産年齢人口はどうにも減少しています。 一方、老人人口は平成32年まで増加し続け、平成35年には減少に転じるものと予測され、年齢3区分すべてで減少が進行すると予想されます。																																																																	
	<p>◆将来人口の推計</p> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年 (2005年)</th> <th>平成22年 (2010年)</th> <th>平成27年 (2015年)</th> <th>令和2年 (2020年)</th> <th>令和5年 (2023年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少人口 (0～14 歳)</td> <td>20,738 (14.5%)</td> <td>20,063 (14.0%)</td> <td>18,420 (13.2%)</td> <td>16,579 (12.1%)</td> <td>15,469 (11.8%)</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口 (15～64 歳)</td> <td>93,488 (65.3%)</td> <td>89,377 (62.4%)</td> <td>81,840 (58.7%)</td> <td>79,236 (57.9%)</td> <td>75,665 (57.5%)</td> </tr> <tr> <td>老年人口 (65歳以上)</td> <td>28,801 (20.1%)</td> <td>33,672 (23.5%)</td> <td>38,618 (27.7%)</td> <td>41,030 (30.0%)</td> <td>40,425 (30.7%)</td> </tr> <tr> <td>総人口</td> <td>143,101 (100.0%)</td> <td>143,249 (100.0%)</td> <td>139,462 (100.0%)</td> <td>136,845 (100.0%)</td> <td>131,559 (100.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：平成17年、22年、27年、令和2年は国勢調査、令和5年はコーヒートーク要因法（*）により推計して います。</p>		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	年少人口 (0～14 歳)	20,738 (14.5%)	20,063 (14.0%)	18,420 (13.2%)	16,579 (12.1%)	15,469 (11.8%)	生産年齢人口 (15～64 歳)	93,488 (65.3%)	89,377 (62.4%)	81,840 (58.7%)	79,236 (57.9%)	75,665 (57.5%)	老年人口 (65歳以上)	28,801 (20.1%)	33,672 (23.5%)	38,618 (27.7%)	41,030 (30.0%)	40,425 (30.7%)	総人口	143,101 (100.0%)	143,249 (100.0%)	139,462 (100.0%)	136,845 (100.0%)	131,559 (100.0%)	<p>(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年 (2005年)</th> <th>平成22年 (2010年)</th> <th>平成27年 (2015年)</th> <th>令和2年 (2020年)</th> <th>令和5年 (2023年)</th> <th>平成35年 (2033年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少人口 (0～14 歳)</td> <td>20,738 (14.5%)</td> <td>20,738 (14.5%)</td> <td>20,093 (14.0%)</td> <td>18,420 (13.2%)</td> <td>16,560 (12.3%)</td> <td>15,469 (11.8%)</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口 (15～64 歳)</td> <td>93,488 (65.3%)</td> <td>93,488 (65.3%)</td> <td>89,377 (62.4%)</td> <td>81,840 (58.7%)</td> <td>77,812 (57.6%)</td> <td>75,665 (57.5%)</td> </tr> <tr> <td>老年人口 (65歳以上)</td> <td>28,801 (20.1%)</td> <td>28,801 (20.1%)</td> <td>33,672 (23.5%)</td> <td>38,648 (27.7%)</td> <td>40,586 (30.1%)</td> <td>40,425 (30.7%)</td> </tr> <tr> <td>総人口</td> <td>143,101 (100.0%)</td> <td>143,249 (100.0%)</td> <td>139,462 (100.0%)</td> <td>136,845 (100.0%)</td> <td>131,559 (100.0%)</td> <td>131,559 (100.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：平成17年、22年、27年、令和2年は国勢調査、令和5年はコーヒートーク要因法（*）により推計して います。</p>		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	平成35年 (2033年)	年少人口 (0～14 歳)	20,738 (14.5%)	20,738 (14.5%)	20,093 (14.0%)	18,420 (13.2%)	16,560 (12.3%)	15,469 (11.8%)	生産年齢人口 (15～64 歳)	93,488 (65.3%)	93,488 (65.3%)	89,377 (62.4%)	81,840 (58.7%)	77,812 (57.6%)	75,665 (57.5%)	老年人口 (65歳以上)	28,801 (20.1%)	28,801 (20.1%)	33,672 (23.5%)	38,648 (27.7%)	40,586 (30.1%)	40,425 (30.7%)	総人口	143,101 (100.0%)	143,249 (100.0%)	139,462 (100.0%)	136,845 (100.0%)	131,559 (100.0%)	131,559 (100.0%)
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)																																																														
年少人口 (0～14 歳)	20,738 (14.5%)	20,063 (14.0%)	18,420 (13.2%)	16,579 (12.1%)	15,469 (11.8%)																																																														
生産年齢人口 (15～64 歳)	93,488 (65.3%)	89,377 (62.4%)	81,840 (58.7%)	79,236 (57.9%)	75,665 (57.5%)																																																														
老年人口 (65歳以上)	28,801 (20.1%)	33,672 (23.5%)	38,618 (27.7%)	41,030 (30.0%)	40,425 (30.7%)																																																														
総人口	143,101 (100.0%)	143,249 (100.0%)	139,462 (100.0%)	136,845 (100.0%)	131,559 (100.0%)																																																														
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	平成35年 (2033年)																																																													
年少人口 (0～14 歳)	20,738 (14.5%)	20,738 (14.5%)	20,093 (14.0%)	18,420 (13.2%)	16,560 (12.3%)	15,469 (11.8%)																																																													
生産年齢人口 (15～64 歳)	93,488 (65.3%)	93,488 (65.3%)	89,377 (62.4%)	81,840 (58.7%)	77,812 (57.6%)	75,665 (57.5%)																																																													
老年人口 (65歳以上)	28,801 (20.1%)	28,801 (20.1%)	33,672 (23.5%)	38,648 (27.7%)	40,586 (30.1%)	40,425 (30.7%)																																																													
総人口	143,101 (100.0%)	143,249 (100.0%)	139,462 (100.0%)	136,845 (100.0%)	131,559 (100.0%)	131,559 (100.0%)																																																													

新旧対照表

◆将来人口の推計

年	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成35年 (2023年)
人口	143,101	143,249	139,462	139,462	131,559
老年人口	28,801 (14.0%)	33,672 (23.6%)	36,648 (27.7%)	36,648 (27.7%)	33,872 (23.6%)
生産年齢人口	93,488 (65.3%)	89,377 (62.4%)	81,840 (58.7%)	81,840 (58.7%)	75,665 (57.5%)
青年少人口	20,735 (14.5%)	20,063 (13.9%)	18,420 (13.2%)	18,420 (13.2%)	15,669 (11.8%)

(人)

◆将来人口の推計

新

日

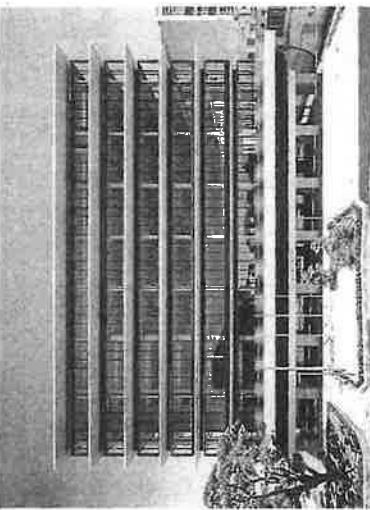
焼津市・大井川町合併基本計画の変更に係る新旧対照表

項目	新	日																																				
1.5 第2節 世帯数の推 移	<p>平成17年の総世帯数は、合計47,197世帯、1世帯当たり人員は3.03人でした。</p> <p>今後は、核家族化の進行等によつて増加傾向が見込まれ、令和5年の総世帯数は52,848世帯になるものと予想されます。一方、1世帯当たり人員は2.51人に減少する予想されます。</p> <p>◆総世帯数及び1世帯当たり人員</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">(単位：世帯、人)</th> </tr> <tr> <th>平成17年 (2005年)</th> <th>平成22年 (2010年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総世帯数 47,197</td> <td>49,299</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たり 人員 3.03</td> <td>2.91</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：平成17年、22年、27年、令和2年は国勢調査、令和5年はトレンダ推計により 推計しています。</p>	(単位：世帯、人)		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	総世帯数 47,197	49,299	1世帯当たり 人員 3.03	2.91	<p>平成17年の総世帯数は、合計47,197世帯、1世帯当たり人員は3.03人でした。</p> <p>今後は、核家族化の進行等によつて増加傾向が見込まれ、平成35年の総世帯数は52,848世帯になると予想されます。一方、1世帯当たり人員は2.51人に減少すると予想されます。</p> <p>◆総世帯数及び1世帯当たり人員</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">(単位：世帯、人)</th> </tr> <tr> <th>平成17年 (2005年)</th> <th>平成22年 (2010年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総世帯数 47,197</td> <td>49,299</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たり 人員 3.03</td> <td>2.91</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：平成17年、22年、27年、令和2年は国勢調査、平成32年、35年はトレンダ推計により により推計しています。</p>	(単位：世帯、人)		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	総世帯数 47,197	49,299	1世帯当たり 人員 3.03	2.91																				
(単位：世帯、人)																																						
平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)																																					
総世帯数 47,197	49,299																																					
1世帯当たり 人員 3.03	2.91																																					
(単位：世帯、人)																																						
平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)																																					
総世帯数 47,197	49,299																																					
1世帯当たり 人員 3.03	2.91																																					
1.5 第2節 世帯数の推 移	<p>平成17年 平成22年 平成27年 令和2年 令和5年</p> <p>(2005年) (2010年) (2015年) (2020年) (2023年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>1世帯当たり人口</th> <th>総世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年 (2005年)</td> <td>3.03</td> <td>47,197</td> </tr> <tr> <td>平成22年 (2010年)</td> <td>2.91</td> <td>49,299</td> </tr> <tr> <td>平成27年 (2015年)</td> <td>2.75</td> <td>53,243</td> </tr> <tr> <td>令和2年 (2020年)</td> <td>2.57</td> <td>56,848</td> </tr> <tr> <td>令和5年 (2023年)</td> <td>2.51</td> <td>52,848</td> </tr> </tbody> </table>	年	1世帯当たり人口	総世帯数	平成17年 (2005年)	3.03	47,197	平成22年 (2010年)	2.91	49,299	平成27年 (2015年)	2.75	53,243	令和2年 (2020年)	2.57	56,848	令和5年 (2023年)	2.51	52,848	<p>平成17年 平成22年 平成27年 令和2年 令和5年</p> <p>(2005年) (2010年) (2015年) (2020年) (2023年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>1世帯当たり人口</th> <th>総世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年 (2005年)</td> <td>3.03</td> <td>47,197</td> </tr> <tr> <td>平成22年 (2010年)</td> <td>2.91</td> <td>49,299</td> </tr> <tr> <td>平成27年 (2015年)</td> <td>2.75</td> <td>53,243</td> </tr> <tr> <td>令和2年 (2020年)</td> <td>2.57</td> <td>56,848</td> </tr> <tr> <td>令和5年 (2023年)</td> <td>2.51</td> <td>52,848</td> </tr> </tbody> </table>	年	1世帯当たり人口	総世帯数	平成17年 (2005年)	3.03	47,197	平成22年 (2010年)	2.91	49,299	平成27年 (2015年)	2.75	53,243	令和2年 (2020年)	2.57	56,848	令和5年 (2023年)	2.51	52,848
年	1世帯当たり人口	総世帯数																																				
平成17年 (2005年)	3.03	47,197																																				
平成22年 (2010年)	2.91	49,299																																				
平成27年 (2015年)	2.75	53,243																																				
令和2年 (2020年)	2.57	56,848																																				
令和5年 (2023年)	2.51	52,848																																				
年	1世帯当たり人口	総世帯数																																				
平成17年 (2005年)	3.03	47,197																																				
平成22年 (2010年)	2.91	49,299																																				
平成27年 (2015年)	2.75	53,243																																				
令和2年 (2020年)	2.57	56,848																																				
令和5年 (2023年)	2.51	52,848																																				
1.9 第4節 土地利用の あり方	<p>● 広域圏に配慮した土地利用</p> <p>焼津漁港や大井川港などの全国に跨れる産業基盤施設や平成21年6月に開港した富士山静岡空港、今後、積極的に推進していく東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ新設計画などが、新市の発展に活かされよう、広域的な視点で計画的な土地利用を図ります。</p>	<p>● 広域圏に配慮した土地利用</p> <p>焼津漁港や大井川港などの全国に跨れる産業基盤施設や平成21年3月に開港する富士山静岡空港、今後、積極的に推進していく東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ新設計画などが、新市の発展に活かされよう、広域的な視点で計画的な土地利用を図ります。</p>																																				

荒津市・大井川町合併基本計画の変更に係る新旧対照表

項目	新	日
2.3 第1節 重点プロジェクト	<p>★新市の一体化・均衡ある発展プロジェクト</p> <p>早期の合併効果を生み出し、市民が合併して良かったと感じたためにも、多くの結びつきや共通点を活かした新市の速やかな一体化と、地域資源や地域の特性を活かした地域間の均衡ある発展を図ることが重要です。</p> <p>そのため、優れた景観や自然を有する15.5kmの海岸線を一体的に活用した市民交流事業や、スポーツ大会・文化活動を通じて新市の一体感の醸成を図ります。また、平成21年6月に開港した富士山静岡空港や東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジを活用しながら、交流ネットワークとなる広域・基幹道路網の整備、地域の課題に応じた市街地整備など、新市の・体化や地域間の均衡ある発展につながる事業を積極的に進めます。</p>	<p>★新市の一体化・均衡ある発展プロジェクト</p> <p>早期の合併効果を生み出し、市民が合併して良かったと感じたためにも、多くの結びつきや共通点を活かした新市の速やかな一体化と、地域資源や地域の特性を活かした地域間の均衡ある発展を図ることが重要です。</p> <p>そのため、優れた景観や自然を有する15.5kmの海岸線を一体的に活用した市民交流事業や、スポーツ大会・文化活動を通じて新市の一体感の醸成を図ります。また、平成21年3月に開港する富士山静岡空港、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジの整備も見据えながら、交流ネットワークとなる広域・基幹道路網の整備、地域の課題に応じた市街地整備など、新市の・体化や地域間の均衡ある発展につながる事業を積極的に進めます。</p>
2.8 2 次世代 につなげる循環型社会 を実現する	<p>2 次世代につなげる循環型社会を実現する</p> <p>身近な環境問題に対する市民の理解と協力を得て、ごみの減量や再資源化、排水の淨化に努め、良好な生活環境を次の世代につなげていけるよう、資源循環型社会の構築に努めます。</p>	<p>2 次世代につなげる循環型社会を実現する</p> <p>身近な環境問題に対する市民の理解と協力を得て、ごみの減量や再資源化、排水の淨化に努め、良好な生活環境を次の世代につなげていけるよう、資源循環型社会の構築に努めます。</p> <p>(1) ごみの減量化と資源化の推進事業 ・ごみの減量化の推進 ・資源循環型社会の構築 ・ごみ処理体制の充実 (2) 水資源の保全事業 ・公共下水道事業の推進 ・生活排水対策の促進 ・雨水の地下への還元 (3) 環境衛生の推進 ・環境美化の推進 ・環境衛生対策の推進</p> <p>(1) ごみの減量化と資源化の推進事業 ・ごみの減量化の推進 ・資源循環型社会の構築 ・ごみ処理体制の充実 (2) 水資源の保全事業 ・公共下水道事業の推進 ・生活排水対策の促進 ・雨水の地下への還元 (3) 環境衛生の推進 ・環境美化の推進 ・環境衛生対策の推進</p> <p>記載なし</p>

姫津町・大井川町合併基本計画の変更に係る新旧対照表

項目	新	旧
3 6 頁	<p>3 あらゆる人が参加するまちづくりを進める性差や年齢、障害の有無、国籍などに問わらず、全ての市民がその持っている能力を十分に發揮してまちづくりに参画するために、男女共同参画やユニバーサルデザイン等に基づくまちづくりを進めます。</p> <p>(1) 男女共同参画社会形成事業 ・男女平等に関する啓発 ・男女共同参画社会の体制整備 (2) エニバーサルデザイン意識の普及及 ・ユニバーサルデザインのまちづくり (3) 国際化への対応事業 ・国際化への対応 ・多彩な交流活動の推進 (4) 核兵器廃絶と平和への祈求事業 ・多文化共生の推進 ・核兵器廃絶と平和への祈求事業 ・平和意識の普及と啓発</p> <p>主要事業</p>	<p>3 あらゆる人が参加するまちづくりを進める性差や年齢、障害の有無などに問わらず、全ての市民がその持っている能力を十分に發揮してまちづくりに参画するために、男女共同参画やユニバーサルデザイン等に基づくまちづくりを進めます。</p> <p>(1) 男女共同参画社会形成事業 ・男女平等に関する啓発、普及及び ・男女共同参画社会の体制整備 (2) エニバーサルデザイン意識の普及及 ・ユニバーサルデザインのまちづくり (3) 国際化への対応事業 ・国際化への対応 ・多彩な交流活動の推進 (4) 核兵器廃絶と平和への祈求事業 ・平和意識の普及と啓発</p> <p>主要事業</p>
3 9 頁	<p>第6章 公共的施設の適正配置と整備</p>	 

姫津市・大井川町合併基本計画の変更に係る新旧対照表

項目	新規	財政計画は、合併年度（平成 20 年度）及びそれ以前に統く 15 年間（平成 21 年度から平成 35 年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を項目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、国における地方財政対策等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。 作成に臨んでの基本的な考え方方は、地方財政を取り巻く厳しい環境等の中で、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本といたします。 項目ごとに、平成 20 年度から平成 27 年度は決算数値とし、平成 27 年度の決算数値等を基礎として、これまでの実績や今後の人口推計等を踏まえ、併せて合併による歳出の削減効果も推計しています。 なお、令和 2 年度から令和 4 年度における決算数値については、新型コロナウイルス感染症に伴う給付金の交付等の各種事業及び国県補助金の影響が大きいため、これらに関連する歳入・歳出に係る数値を控除しています。
項目	新規	財政計画は、合併年度（平成 20 年度）からごみ処理に関する新施設建設に伴う現有施設の解体・撤去が完了するまでの 21 年間（平成 21 年度から令和 11 年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を項目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、国における財政対策等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。 第 1 節 基本的な考え方 財政対策等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。
40 頁	新規	財政計画は、合併年度（平成 20 年度）からごみ処理に関する新施設建設に伴う現有施設の解体・撤去が完了するまでの 21 年間（平成 21 年度から令和 11 年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を項目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、国における財政対策等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。 作成に臨んでの基本的な考え方方は、地方財政を取り巻く厳しい環境等の中で、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本といたします。 項目ごとに、平成 20 年度から令和 4 年度は決算数値とし、令和 4 年度の決算数値等を基礎として、これまでの実績や今後の人口推計等を踏まえ、併せて合併による歳出の削減効果も推計しています。 なお、令和 2 年度から令和 4 年度における決算数値については、新型コロナウイルス感染症に伴う給付金の交付等の各種事業及び国県補助金の影響が大きいため、これらに関連する歳入・歳出に係る数値を控除しています。

項目	年	歳入																		(単位：百万円)		
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	21～35年度の計				
市税	22,851	22,237	21,654	21,776	21,286	21,287	21,423	20,849	21,075	21,397	21,381	21,632	22,161	22,279	22,626	23,195		326,258				
地方譲与税・交付金	2,277	2,184	2,143	2,085	2,093	2,205	2,425	3,585	3,592	3,652	3,808	4,496	5,261	5,512	5,767	6,020		54,828				
地方交付税	1,767	2,072	2,899	3,372	3,670	3,433	3,254	3,342	3,117	2,988	2,940	2,681	2,213	2,142	2,010	1,847		41,980				
国・県支出金	6,536	10,139	8,473	8,469	7,807	11,587	8,608	8,450	8,189	8,448	8,476	9,032	9,297	9,666	10,071	10,541		137,253				
総入金	2,576	1,811	812	403	398	500	545	547	0	85	100	1,219	1,800	0	0	0		8,320				
市債	2,915	4,150	5,223	5,436	4,381	4,974	3,594	2,778	4,320	4,217	4,335	6,714	6,244	3,906	3,976	3,820		58,068				
その他の歳入	6,069	6,154	7,287	6,477	5,863	6,395	6,934	10,867	4,463	4,480	4,499	4,520	4,543	4,568	4,596	4,626		86,272				
歳入計	44,991	48,747	48,491	48,018	45,498	50,481	46,783	50,418	44,756	45,267	45,539	50,294	51,519	48,073	49,046	50,049		722,979				
歳出																		(単位：百万円)				
項目	年	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	21～35年度の計				
人件費	7,663	7,497	7,323	7,064	6,972	5,920	5,799	5,980	6,037	6,240	6,466	6,220	7,623	7,585	7,862	7,518	8,393	7,799	8,459	7,874	8,327	94,257
扶助費	4,277	4,651	6,612	7,238	7,188	7,274	8,205	8,230	8,633	9,070	9,544	10,060	10,620	11,229	11,892	12,614		133,060				
公債費	5,113	4,840	4,947	4,985	4,931	5,017	5,027	4,724	4,669	4,518	4,295	4,074	4,213	4,408	4,578	4,575		69,801				
物件費	5,605	5,833	5,717	5,917	5,765	5,678	6,669	8,739	6,669	6,802	6,856	7,051	7,251	7,324	7,397	7,471		101,139				
維持補修費	588	589	672	715	642	742	754	821	858	896	936	987	1,041	1,087	1,135	1,186		13,061				
補助費等	4,028	6,661	4,690	3,993	3,506	4,498	4,452	5,013	5,013	5,844	5,093	5,790	4,764	5,043	5,110	5,499		74,969				
総出金	4,306	4,152	4,510	4,775	4,516	4,761	5,087	5,258	5,391	5,528	5,668	5,812	5,961	6,100	6,244	6,392		80,155				
普通建設事業費	8,718	10,475	7,875	8,596	6,564	9,889	4,999	3,756	4,438	4,411	4,228	8,098	8,575	4,135	4,226	4,080		94,345				
その他の歳出	2,770	1,949	3,953	2,801	2,894	4,388	3,214	5,134	3,031	2,137	2,642	2,569	3,134	2,960	2,586	2,400		45,792				
歳出計	43,068	46,647	46,299	46,084	42,978	48,167	44,206	47,655	44,756	45,267	45,539	50,294	51,519	48,073	49,046	50,049		706,579				
歳入																		(単位：百万円)				
項目	年	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	21～35年度の計				
人件費	7,663	7,497	7,323	7,064	6,972	5,920	5,799	5,980	6,037	6,240	6,466	6,220	7,623	7,585	7,862	7,518	8,393	7,799	8,459	7,874	8,327	94,257
扶助費	4,277	4,651	6,612	7,238	7,188	7,274	8,205	8,230	8,633	9,070	9,544	10,060	10,620	11,229	11,892	12,614		133,060				
公債費	5,113	4,840	4,947	4,985	4,931	5,017	5,027	4,724	4,669	4,518	4,307	4,312	4,293	4,322	4,395	4,335	4,169	4,134	4,180	4,152	4,161	
物件費	5,605	5,833	5,717	5,917	5,765	5,678	6,669	8,739	9,812	8,506	9,007	8,580	8,894	9,669	10,532	10,710	10,871	10,974	11,037	11,088	11,114	
維持補修費	588	589	672	715	642	742	754	821	893	1,001	976	877	799	722	718	737	751	760	756	771	776	
補助費等	4,028	6,661	4,690	3,993	3,506	4,498	4,452	5,013	4,938	6,322	5,450	8,043	7,653	7,292	8,133	9,111	8,940	9,666	10,115	8,001	8,483	8,608
総出金	4,306	4,152	4,510	4,775	4,516	4,761	5,087	5,258	5,368	5,658	5,639	4,706	4,846	4,711	4,892	5,035	5,100	5,167	5,180	5,193	5,207	5,220
普通建設事業費	8,718	10,475	7,875	8,596	6,564	9,889	4,999	3,756	4,051	6,723	6,198	7,000	8,332	9,179	5,341	4,149	5,523	8,731	6,305	4,694	5,590	5,541
その他の歳出	2,770	1,949	3,953	2,801	2,894	4,388	3,214	5,134	5,165	3,037	3,781	4,317	5,147	5,819	6,153	8,746	5,157	5,141	5,136	5,295	5,140	5,704
歳出計	43,068	46,647	46,299	46,084	42,978	48,167	44,206	47,655	49,468	50,780	50,730	53,666	57,410	59,473	58,555	61,117	59,942	63,688	62,789	58,940	60,876	61,359
歳入																						
歳出																						
項目	年	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	21～35年度の計				
人件費	7,663	7,497	7,323	7,064	6,972	5,920	5,799	5,980	6,037	6,240	6,466	6,220	7,623	7,585	7,862	7,518	8,393	7,799	8,459	7,874	8,327	94,257
扶助費	4,277	4,651	6,612	7,238	7,188	7,274	8,205	8,230	8,633	9,070	9,544	10,060	10,620	11,229	11,892	12,614		133,060				
公債費	5,113	4,840	4,947	4,985	4,931	5,017	5,027	4,724	4,669	4,518	4,307	4,312	4,293	4,322	4,395	4,335	4,169	4,134	4,180	4,152	4,161	
物件費	5,605	5,833	5,717	5,917	5,765	5,678	6,669	8,739	9,812	8,506	9,007	8,580	8,894	9,669	10,532	10,710	10,871	10,974	11,037	11,088	11,114	
維持補修費	588	589	672	715	642	742	754	821	893	1,001	976	877	799	722	718	737	751	760	756	771	776	
補助費等	4,028	6,661	4,690	3,993	3,506	4,498	4,452	5,013	4,938	6,322	5,450	8,043	7,653	7,292	8,133	9,111	8,940	9,666	10,115	8,001	8,483	8,608
総出金	4,306	4,152	4,510	4,775	4,516	4,761	5,087	5,258	5,368	5,658	5,639	4,706	4,846	4,711	4,892	5,035	5,100	5,167	5,180	5,193	5,207	5,220
普通建設事業費	8,718	10,475	7,875	8,596	6,564	9,889	4,999	3,756	4,051	6,723	6,198	7,000	8,332	9,179	5,341	4,149	5,523	8,731	6,305	4,694	5,590	5,541
その他の歳出	2,770	1,949	3,953	2,801	2,894	4,388	3,214	5,134	5,165	3,037	3,781	4,317	5,147	5,819	6,153	8,746	5,157	5,141	5,136	5,295	5,140	5,704
歳出計	43,068	46,647	46,299	46,084	42,978	48,167	44,206	47,655	49,468	50,780	50,730	53,666	57,410	59,473	58,555	61,117	59,942	63,688	62,789	58,940	60,876	61,359

焼津市道路線
認定
【位置図】



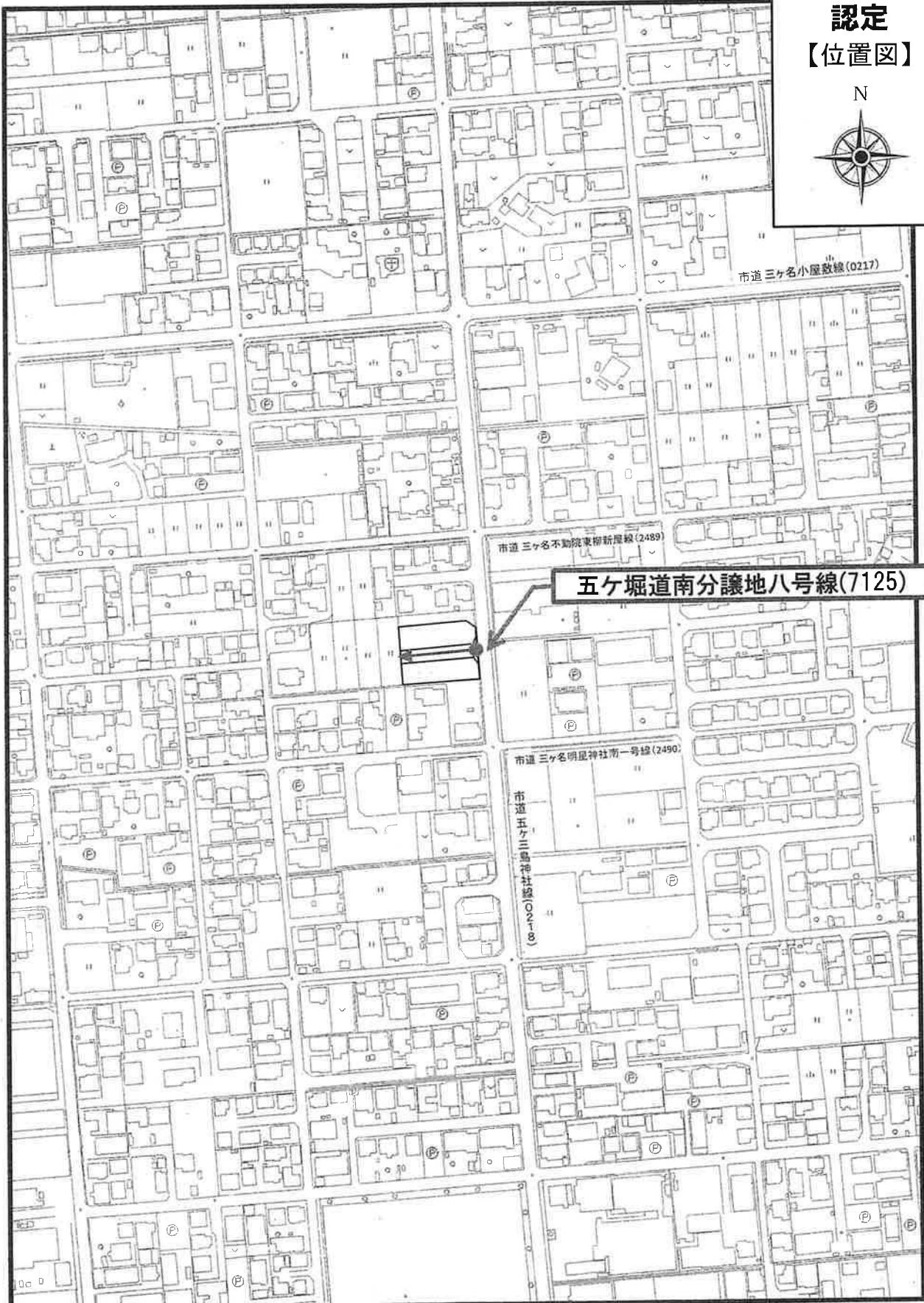
市道三ヶ名小屋敷線(0217)

市道三ヶ名不動院東御新屋線(2489)

五ヶ堀道南分譲地八号線(7125)

市道三ヶ名明星神社南一号線(2490)

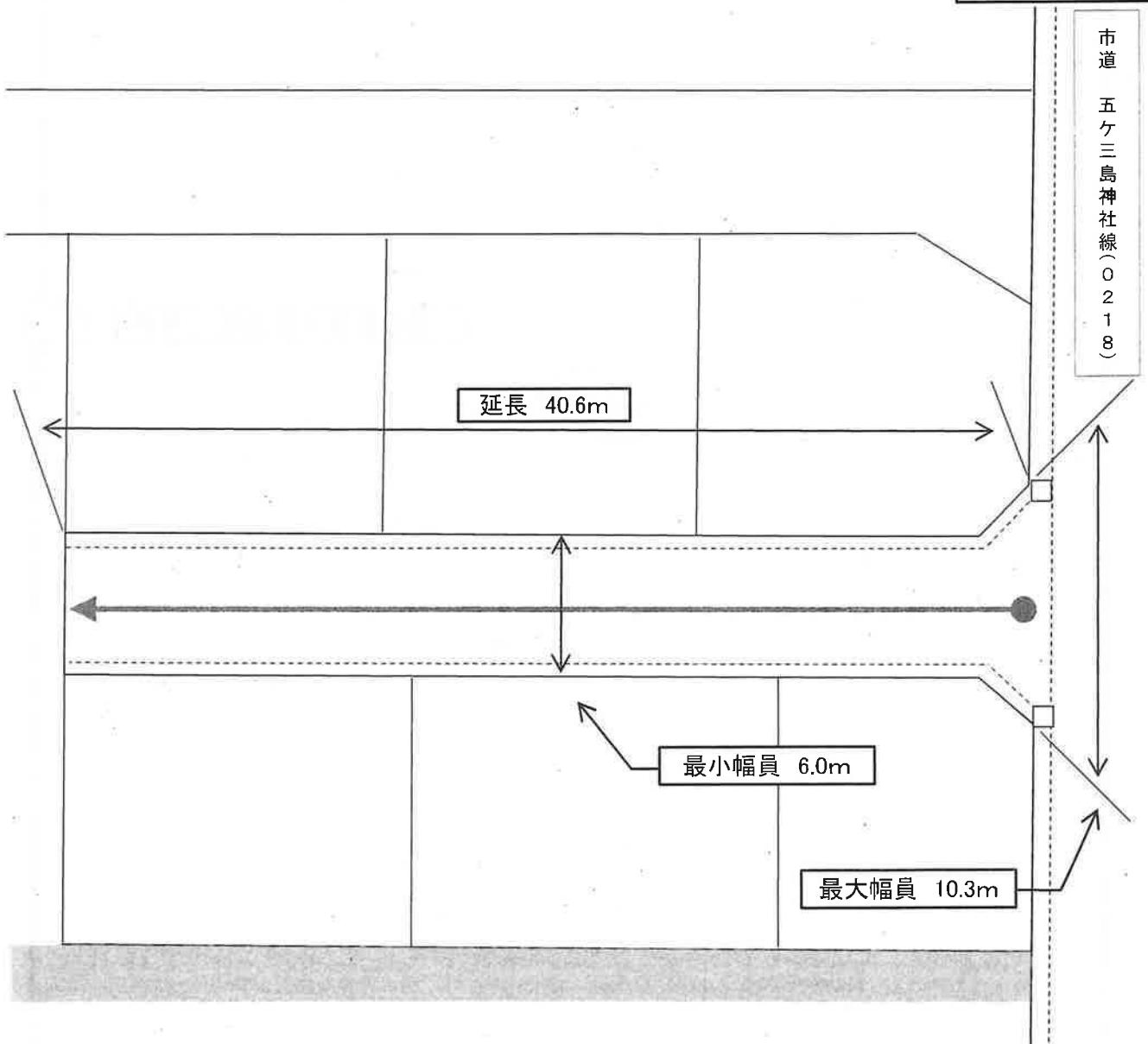
市道五ヶ三島神社線
0218



焼津市道路線
認定
【平面図】



市道
五ヶ三島神社線(0218)



路線名	五ヶ堀道南分譲地八号線 (7125)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
40.6m	6.0m	10.3m

焼津市道路線
認定
【位置図】

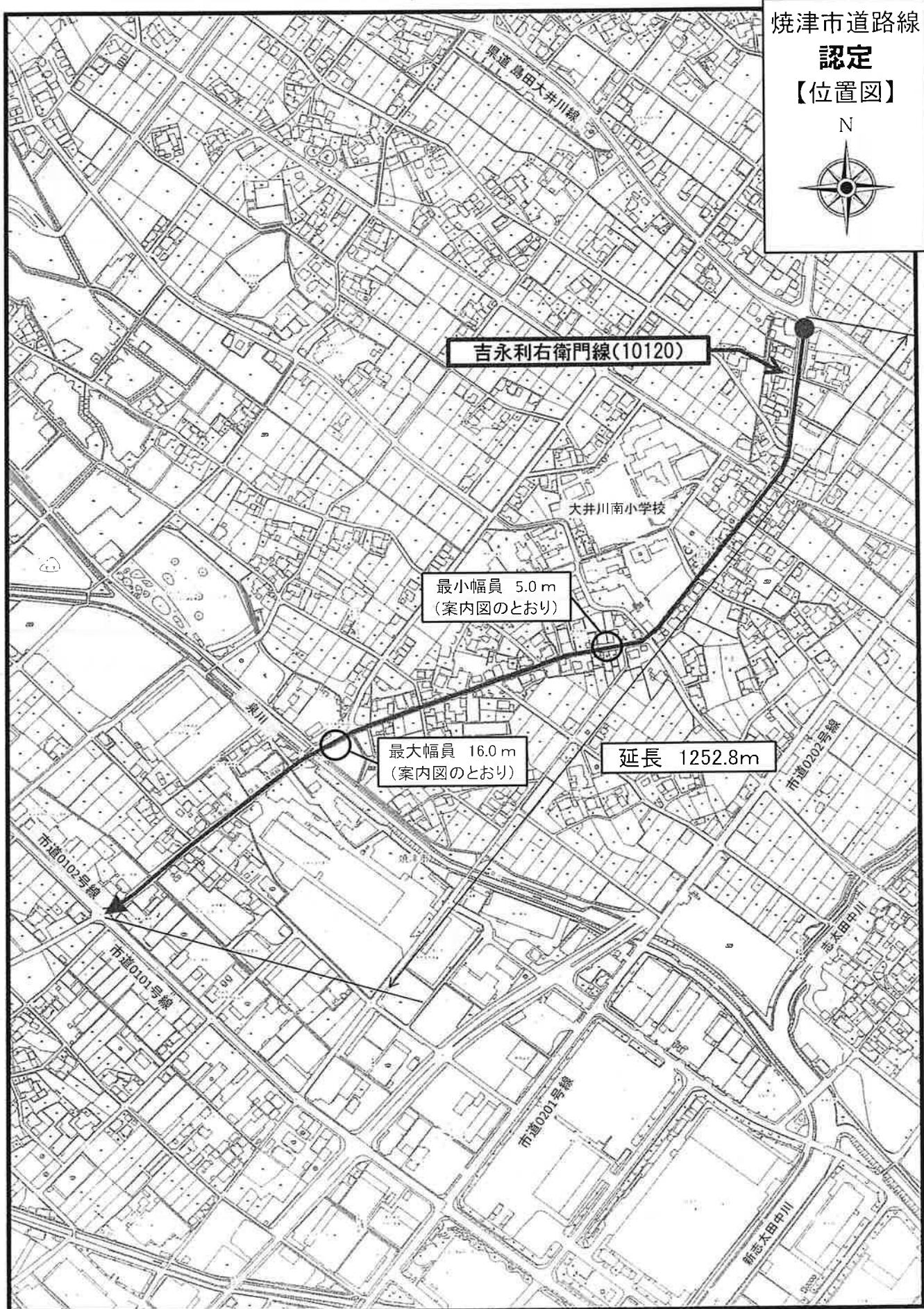


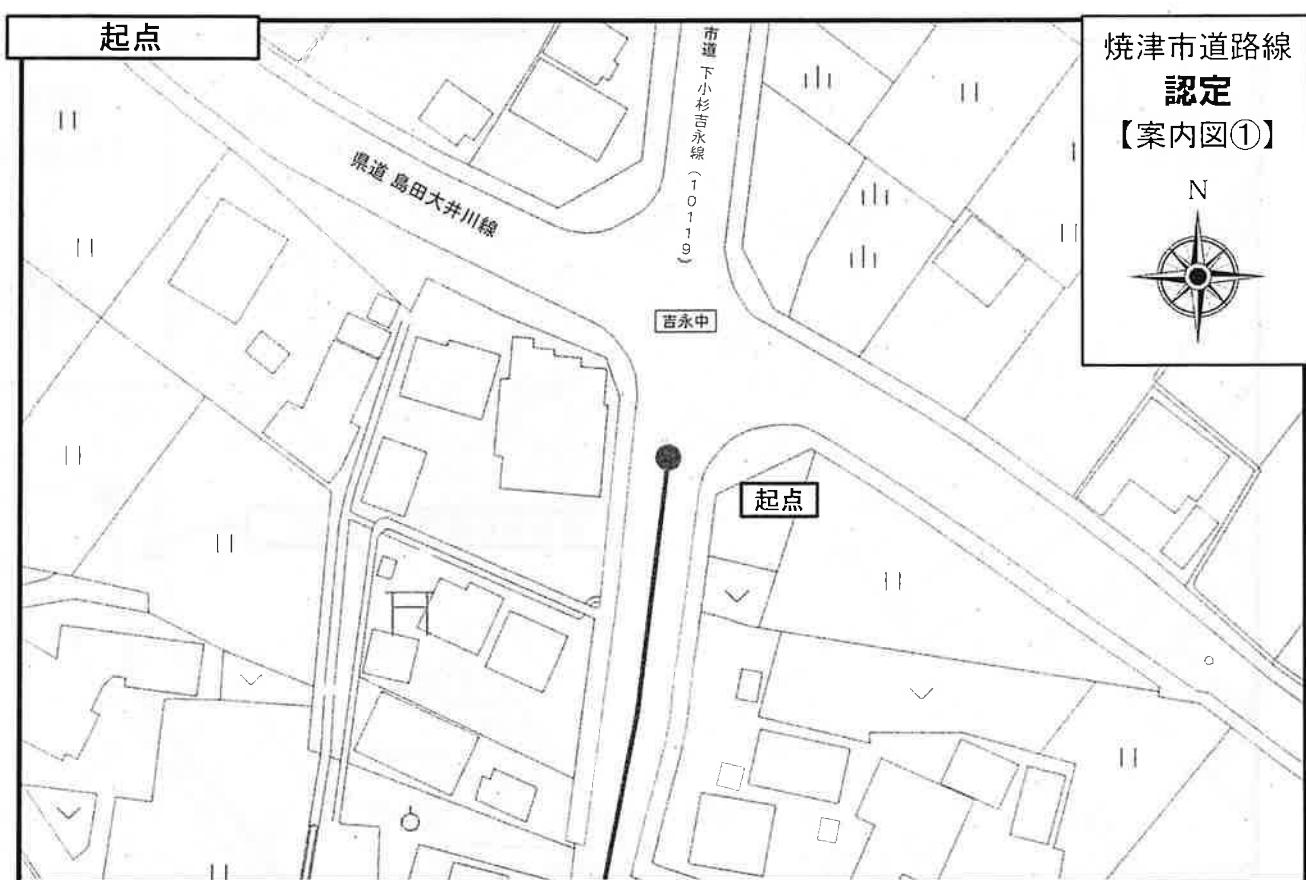
吉永利右衛門線(10120)

最小幅員 5.0 m
(案内図のとおり)

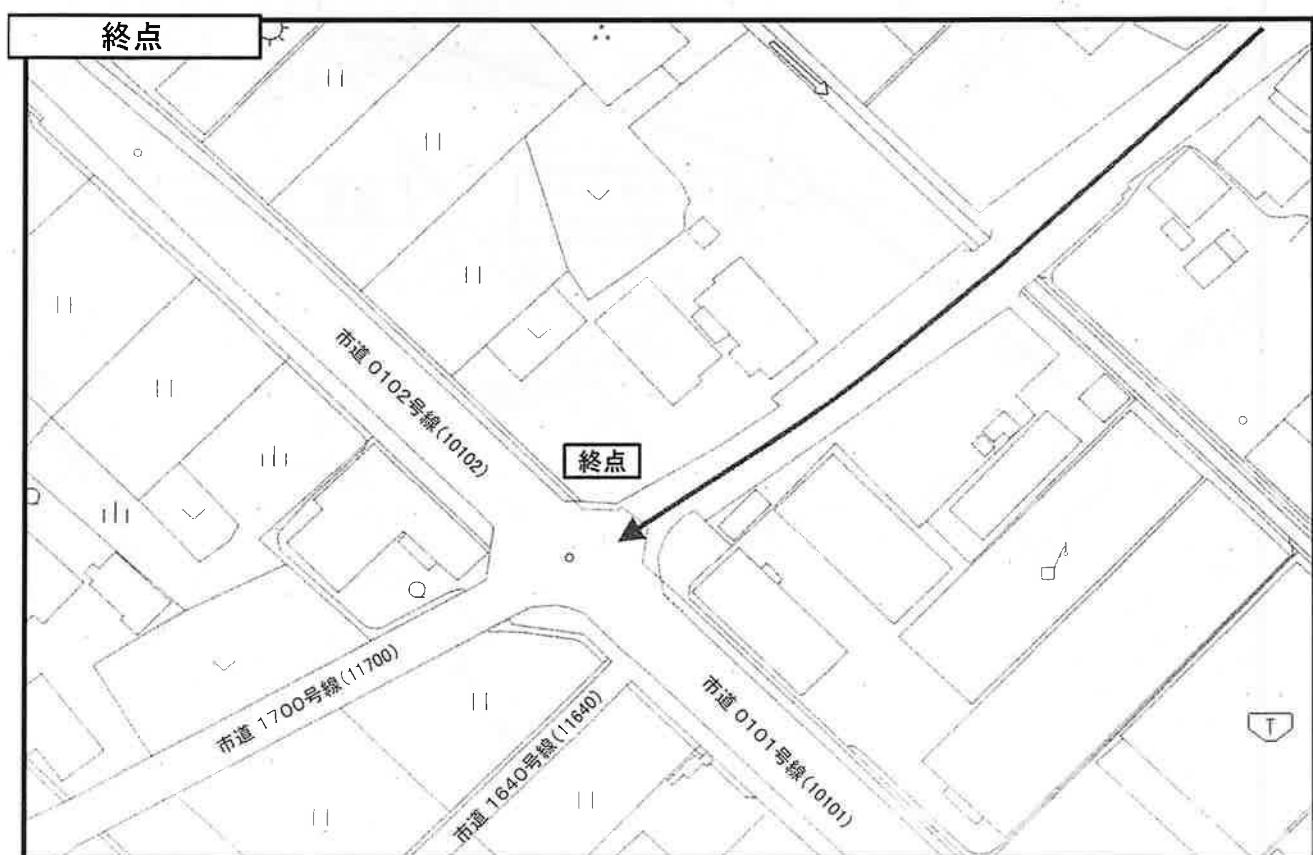
最大幅員 16.0 m
(案内図のとおり)

延長 1252.8m





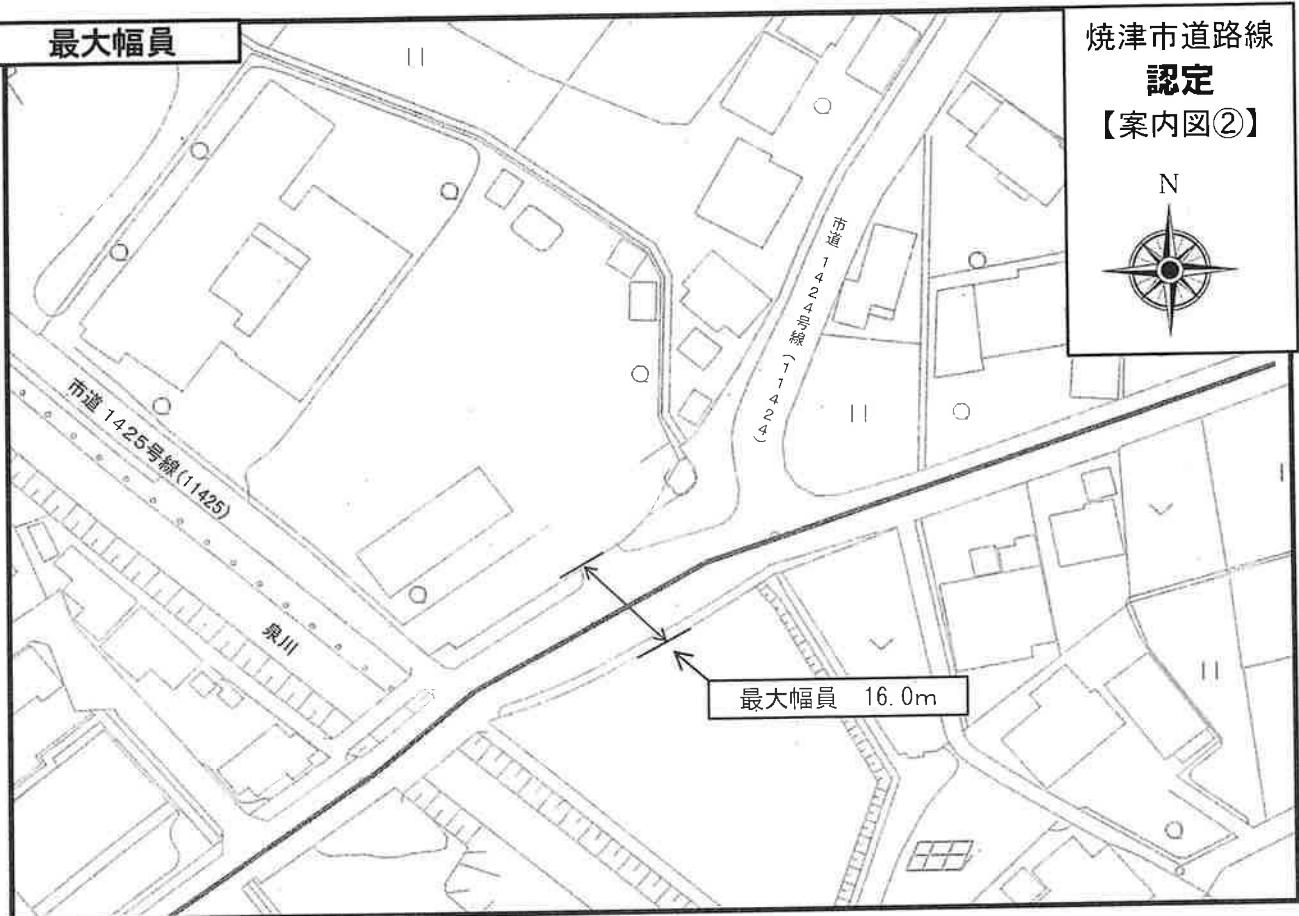
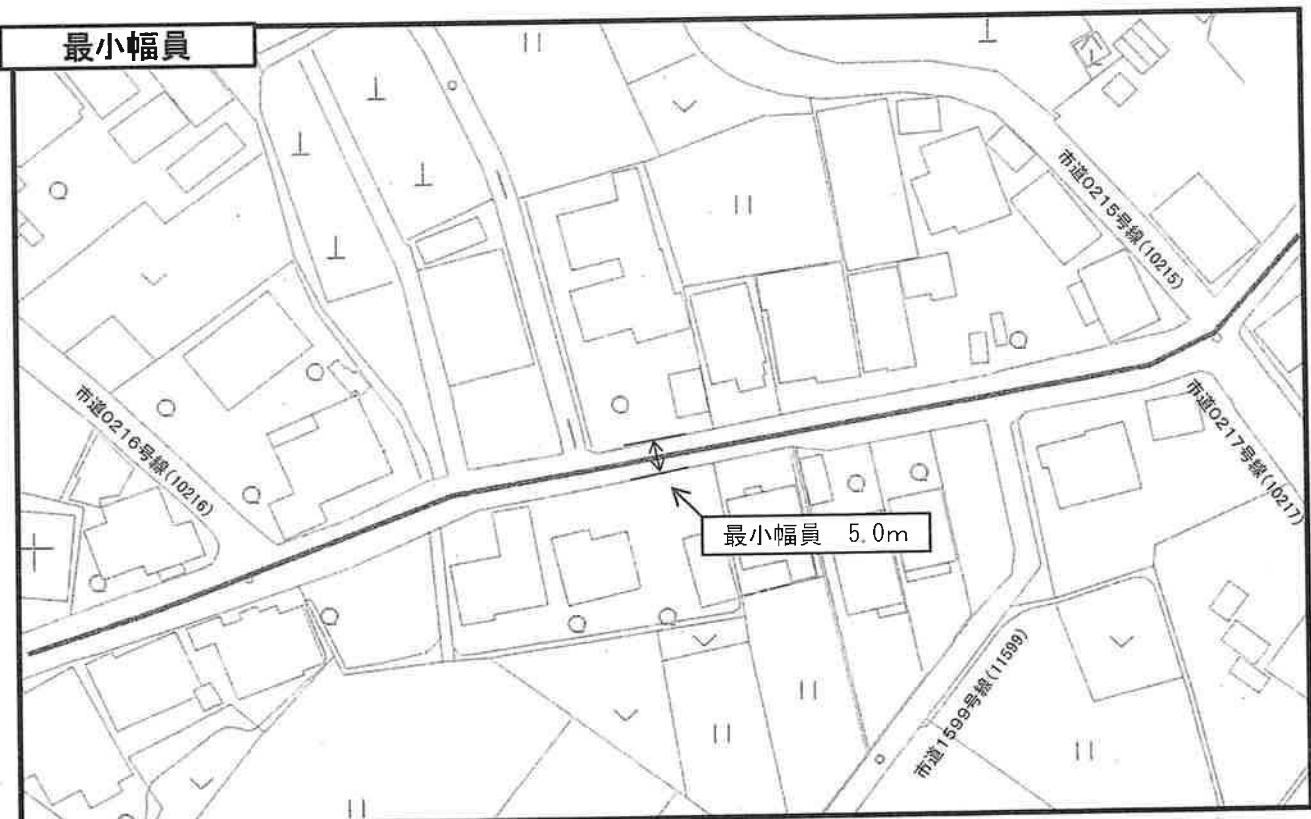
焼津市道路線
認定
【案内図①】



路線名	吉永利右衛門線(10120)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
1252.8m	5.0m	16.0m

最大幅員

焼津市道路線
認定
【案内図②】

**最小幅員**

路線名	吉永利右衛門線(10120)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
1252.8m	5.0m	16.0m

